

外貨建保険について、より理解を深めるために

ぜひ、ご視聴ください

外貨建生命保険 **なるほど動画**



こちらからもご視聴いただけます

日本生命HP ▶

金融機関窓口販売商品 ▶

なるほど動画

特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。

- 1 右のQRコードをスマートフォン等のバーコードリーダーで読取ってください。
QRコードがうまく読取れない場合は、
以下のURLからホームページにアクセスしてください。

https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/madohan/wrapdream_b/

- 2 開いたページで、確認したい通貨の をクリックしてください。
特別勘定の最新の運用状況をPDFファイルで確認できます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの商標です。



ご検討にあたっては、当書面と「 例表または提案書」をあわせてご覧ください。

お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と「 ご契約のしおりー約款」「 特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。

詳しくは、変額保険販売資格をもつ生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店(三菱UFJ信託銀行)からのご説明事項

- 「ラップドリーム」にお申込みいただくか否かが、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 「ラップドリーム」は預金とは異なり、元本保証はなく、また、預金保険制度の対象ではありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。



募集代理店

MUFG 三菱UFJ信託銀行

フリーダイヤル
または窓口まで **0120-349-250**

ご利用時間:平日 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)
※電話がつながりましたら、音声ガイダンスに沿って、
 の順に押してください。

引受保険会社

日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

【受付時間】 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

TP

(生 21-1362, 金融法人管理 G) MUTB-WD21B

2021年1月版

ラップドリーム

ニッセイ 指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険
(米ドル建・豪ドル建)

〈指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険(無配当2016)〉



米ドル



豪ドル

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面
(契約概要／
注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。



ご確認

元本割れに関する
ご案内はP.56を
ご確認ください。

募集代理店

MUFG 三菱UFJ信託銀行

引受保険会社



NISSAY

日本生命保険相互会社

守りながらふやす期待に加え、万一のときの安心も 備えた、外貨建の変額年金保険です。

ラップドリームは、年金額や死亡保険金額が指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建となる変額年金保険です。

- 年金原資や死亡保険金額は基本保険金額(一時払保険料)が指定通貨建で最低保証されています。
⚠ 円で受取る場合、為替レートによっては一時払保険料の円換算額(円入金特約を付加した場合は、円払込金額)を下回ることがあります。
- 年金や死亡保険金は、円で受取ることもできますが、為替レートの変動によって、損失が生じる可能性があります。
- 特約を付加することで、死亡保険金額については、基本保険金額(一時払保険料)を円建でも最低保証することが可能です。

参照 詳細は、P.12 をご覧ください。

こんな思いや経験はありませんか…?

守りながら
ふやしたい



大切な資産をふやしたい。
でもできるだけ減らしたくない。

受取る金額が少なくなってしまうのではないかと…
という
投資リスクへの対応として

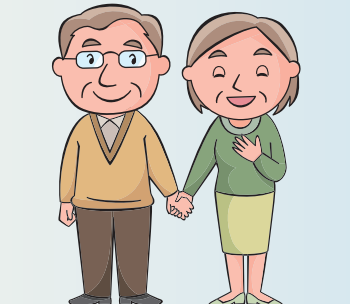
円での
がさず
確保したい



せっかく一度ふえたのに、
気付いたらその後、資産
が減ってしまっていた。

円で受取る金額が少なくなってしまうのではないかと…
という**投資リスク**と
為替リスクへの対応として

減らさず
のこしたい



万一のときには、大切な人
に資産を減らさずのこし
ておきたい。

万一のときに、受取る金額が少なくなってしまうのではないかと…
という
投資リスクへの対応として

ラップドリームなら

年金原資は基本保険金額
(一時払保険料)が
指定通貨建で最低保証されます。

⚠ 円で受取る場合、為替レートによっては一時払保険料の円換算額(円入金特約を付加した場合は、円払込金額)を下回ることがあります。

**市場環境次第で上乗せも
期待**できます。

さらに、
上乗せ部分は



POINT!

運用手法の異なる
**2種類の特別勘定から
選択**できます!

三菱UFJ信託銀行株式会社の投資助言・
情報提供にもとづき、外国投資信託証券への
投資を通じて、三菱UFJ国際投信株式会
社が運用を行います。

参照 2種類の特別勘定の詳細は、P.5~6
をご覧ください。

ラップドリームなら

あらかじめ決めておいた
目標金額に到達した場合、
運用成果を円建で自動確保
します。

※目標金額に到達しないこともあります。

据置期間中に
目標金額に
到達しなかつた
場合でも



POINT!

繰延べをすることで、
**据置期間満了後に、
あらたに判定期間を
設ける**ことができます!

参照 繰延べの詳細は、P.9~10
をご覧ください。

ラップドリームなら

死亡保険金額は基本保険
金額(一時払保険料)が
指定通貨建で最低保証
されています。

さらに、
為替リスク
への対応として



POINT!

円建死亡保険金特約を
付加することで、死亡
保険金額は基本保険金
額(一時払保険料)を
円建で最低保証するこ
とができます!

参照 円建死亡保険金特約の詳細は、P.11
をご覧ください。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料

この商品は預金ではありません。

告知 健康状態等の告知なしでお申込みいただけます。

ご契約時の被保険者の年齢範囲 (契約日の満年齢) **P.38 参照**

据置期間10年 据置期間20年

75歳以下(円建死亡保険金特約を付加する場合、70歳以下)
70歳以下(円建死亡保険金特約を付加する場合、60歳以下)



守りながらふやしたい

年金原資は指定通貨建での最低保証部分と上乗せ部分の2階建て

- 一時払保険料を、定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、据置期間満了日におけるそれぞれの積立金額の合計額が年金原資となります。
- 年金原資は、定率部分で基本保険金額(一時払保険料)と同額が指定通貨建で最低保証されながら、運用実績連動部分で上乗せの成果が期待できます。
- ⚠️ 円で受取る場合、為替レートによっては一時払保険料の円換算額(円入金特約を付加した場合は、円払込金額)を下回ることがあります。
- 運用実績連動部分での運用は、指定通貨ごとに設定された、運用手法の異なる**2種類の特別勘定から選択**することができます。

参照 定率部分、運用実績連動部分および2種類の特別勘定の詳細は、**P.5~6**をご覧ください。



円でのがさず 確保したい

運用成果を円建で自動確保

- あらかじめ目標値を指定しておけば、開始日の1カ月前の前日まで日本生判定します。
- 解約払戻金の円換算額が目標金額に保険に変更します。
- 据置期間中に目標金額に到達しなかった場合でも、繰延べをすることで、あらたに判定期間を設けることができます。**

*1 祝日、12/31~1/3を除く月~金曜日をい
ます。(2020年11月現在)
参照 定額円建年金保険への変更の詳
参照 繰延べの詳細は、**P.9~10**をご覧ください。



減らさずのこしたい

万一のときの死亡保障

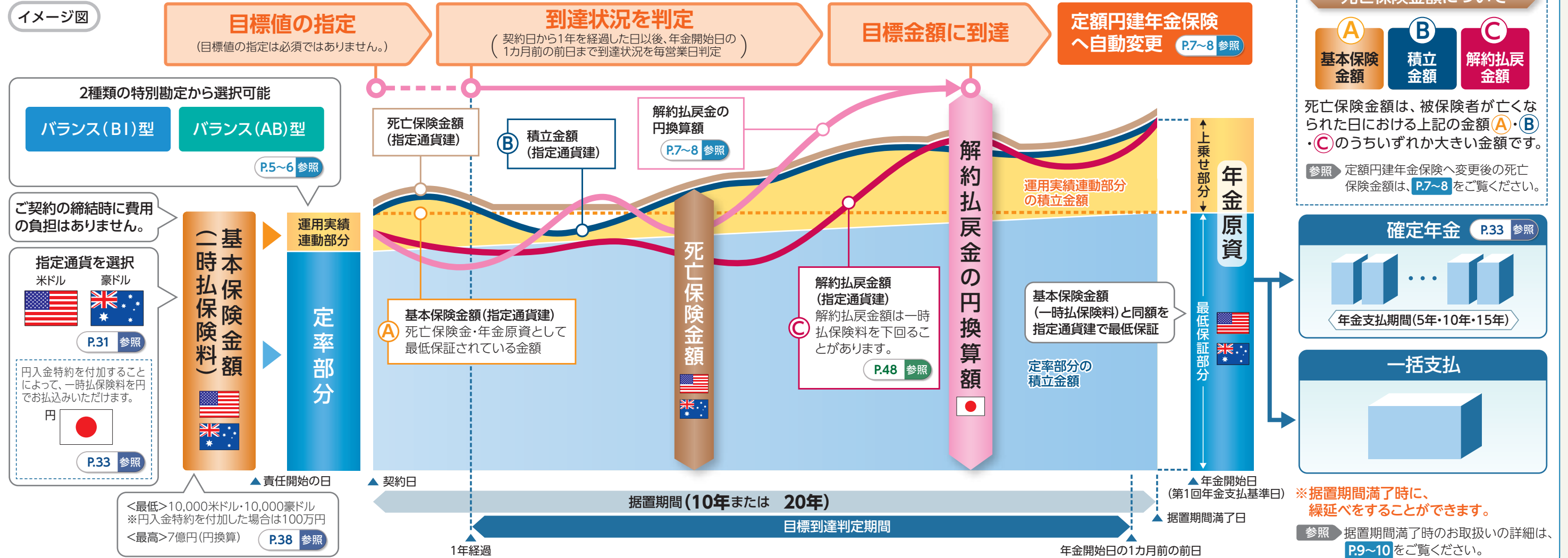
- 年金開始日前に被保険者が亡くなられた場合、あらかじめ指定いただいた死亡保険金受取人に死亡保険金をお受取りいただけます。
- 死亡保険金額は、基本保険金額(一時払保険料)が指定通貨建で最低保証されています。
- 円建死亡保険金特約を付加することで、**基本保険金額(一時払保険料)の円換算額*2を死亡保険金として最低保証**することができます。*

*2 円入金特約を付加した場合は、円払込金額となります。

参照 死亡保険金の詳細は、**P.11**をご覧ください。

⚠️ ***3 円建死亡保険金特約を付加した場合、積立利率が低くなり、運用実績連動部分に充当される金額が小さくなります。**
ご注意 参照 詳細は、「契約概要 **P.34**」をご覧ください。

※以下のイメージ図は、将来の年金・積立金額・解約払戻金額・死亡保険金額の推移をお約束するものではありません。なお、解約払戻金額(解約払戻金の円換算額)の波線は、国内外の株価や債券価格、市場金利・為替レート等が変動(上昇・下降)したと仮定して記載しています。



ご注意

●この保険は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、株価の下落・金利変動による債券価格の下落・為替レートの変動等による特別勘定資産の減少や市場金利および為替レートの変動*4等によって損失が生じることがあります。

*4 金融機関にて公示される為替レートがご契約時と同値であった場合でも、日本生命所定の為替レートには為替手数料が反映されています。

参照 詳細は、「注意喚起情報 **P.40~44**」をご覧ください。

そのため、お受取時の為替レートで円換算した年金原資等が、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回る可能性があります。

定率部分

- 積立金のうち、ご契約時に適用される積立利率でふやす部分をいいます。
 - この部分のみで、年金原資について、基本保険金額（一時払保険料）と同額が**指定通貨建で最低保証**されています。
- ⚠ 円で受取る場合、為替レートによっては一時払保険料の円換算額（円入金特約を付加した場合は、円払込金額）を下回ることがあります。
- ※積立利率とは、定率部分の積立金に適用する利率のことをいいます。積立利率は毎月2回（1日と16日）、通貨および据置期間に応じて定める各国国債の利回り等をもとに決定しますので、責任開始の日・指定通貨・据置期間によって異なります。また、円建死亡保険金特約の付加有無によっても異なります。
- 参照 詳細は、「**注意喚起情報 P.50**」および「**例表または提案書**」をご覧ください。

運用実績連動部分

- 積立金のうち、特別勘定で運用し、その運用実績により増減する部分をいいます。
- 据置期間満了日におけるこの部分の積立金が、定率部分に上乗せした成果として期待できます。

POINT!

運用手法の異なる2種類の特別勘定から選択できます!



選択した特別勘定を変更することはできません。

- 市場環境の変化に対応し、リスクコントロールしながら、収益の獲得をめざします。三菱UFJ信託銀行株式
 - この部分の運用は「レバレッジ取引」を利用しており、その際の実質的な運用金額は、ボラティリティが年率「レバレッジ取引」を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、**大きな損失となることもあ**るような場合でも、定率部分には影響を及ぼさないため、年金原資は基本保険金額（一時払保険料）
- 参照 「ボラティリティ」や「レバレッジ取引」等、特別勘定についての詳細は、「**契約概要 P.36～37**」お

会社の投資助言・情報提供にもとづき、外国投資信託証券への投資を通じて、三菱UFJ国際投信株式会社が運用を行います。20%程度になるよう、実際の運用金額の最大約5倍まで日々見直しを行います。

り、運用実績連動部分の積立金額がゼロになる可能性があります。（ゼロが下限となります。）

と同額が指定通貨建で最低保証されます。

および「**特別勘定のしおり**」をご覧ください。

国内外の株式や債券を中心に運用したい方はこちら

株式や債券だけでなく幅広い資産で運用したい方はこちら

バランス(BI)型

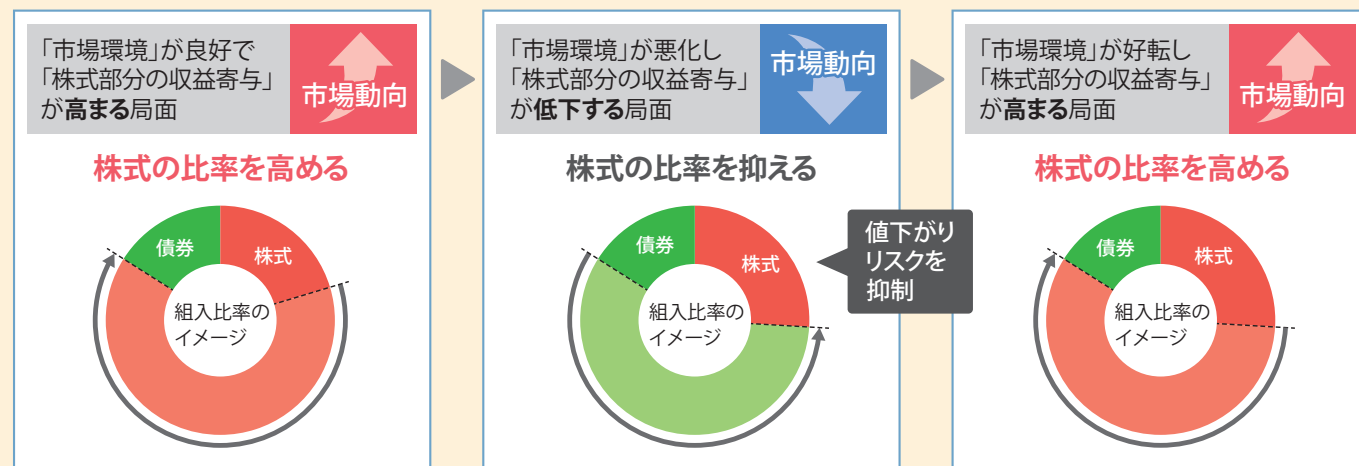
- 先物等を用い、実質的に国内および先進国の株式、債券の4資産に投資をします。^{*1}
- 市場環境の変化に対応し、各資産の組入比率を機動的に見直すことで、リスクをコントロールしながら、中長期的に収益の獲得をめざします。

^{*1} 実質的に、短期金融資産・現金等へ投資することがあります。
※各資産の組入比率は日次で見直しを実施します。

参照 資産クラスごとの対象資産の詳細は、「**契約概要 P.36**」をご覧ください。

組入比率変更のイメージ

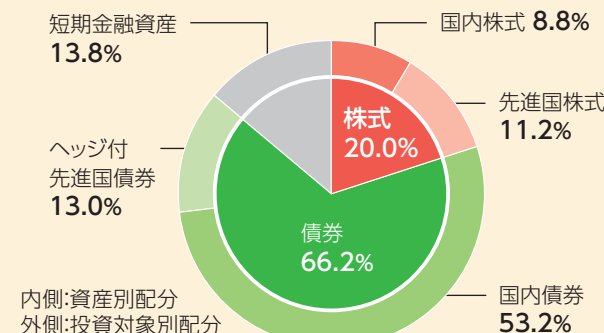
バランス(BI)型の組入比率変更イメージを記載しています。



上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用を行わない場合があります。

投資割合のイメージ

(2019年7月末～2020年7月末の組入比率の平均値)



※上記はイメージであり、実際の投資割合とは異なる場合があります。また、資産クラスが変更されることや、投資割合が大きく変更される場合があります。

バランス(AB)型

- 先物等を用い、実質的に国内および先進国の株式、債券の4資産だけでなく、新興国株式や債券、オルタナティブ資産^{*2}等の世界の多種多様な投資対象に投資をします。
- 様々な資産へ分散投資をすることにより、個別資産の下落局面においても他の資産が異なる値動きとなり、全体として下落が抑制され、安定した収益の獲得が期待できます。

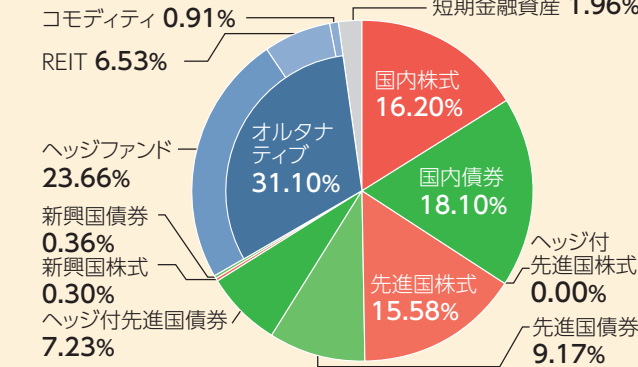
^{*2} 株式、債券とは値動きが異なることが想定される投資対象資産、運用手法でヘッジファンド、不動産(REIT)、商品(コモディティ)等があります。

※各資産の組入比率は原則年1回(毎年2月末)見直しを実施します。

参照 資産クラスごとの対象資産の詳細は、「**契約概要 P.36**」をご覧ください。

投資割合のイメージ

(2020年2月末～7月末の組入比率)

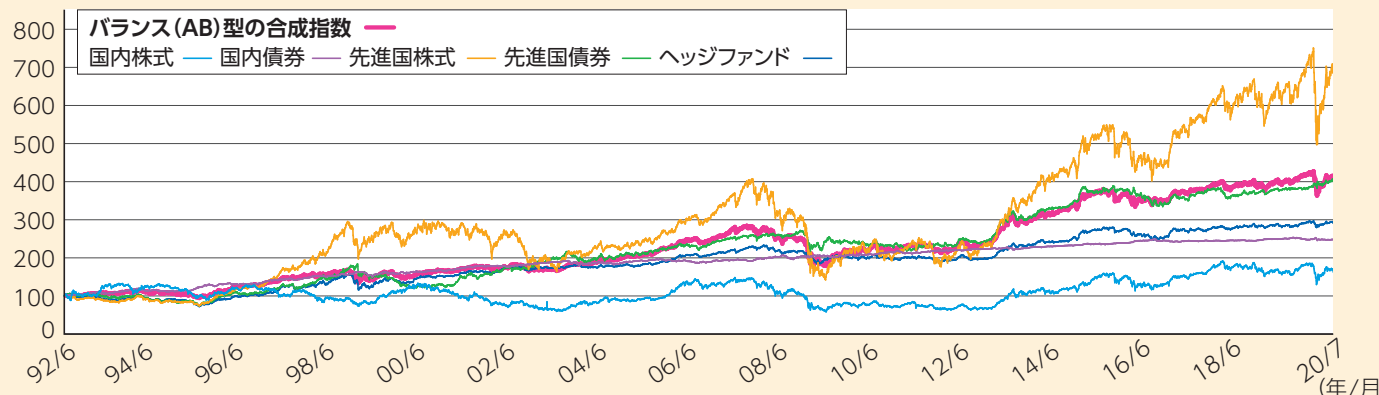


※上記はイメージであり、実際の投資割合とは異なる場合があります。また、資産クラスが変更されることや、投資割合が大きく変更される場合があります。

分散投資による推移イメージ

バランス(AB)型の代表的な資産の推移について、1992年6月末を100とした場合の推移を記載しています。

※新興国債券は1998年3月末、ヘッジ付先進国債券の一部は1999年3月末、ヘッジファンドの一部は1999年6月末から組入れて計算しています。また、バランス(AB)型の合成指数はレバレッジ取引を利用しない場合の推移を記載しています。レバレッジ取引を利用した場合の積立金額等の推移イメージは、**P.17～18、21～22、25～26、29～30**をご確認ください。



定額円建年金保険への変更について

STEP 1 ご契約者が目標値を指定し、目標金額を決めます。

●基本保険金額（一時払保険料）の円換算額（判定基準金額*1といいます。）を100%とし、それに対する目標値を105～200%*2の間から指定することで円建の目標金額を決めます。（目標値の指定は必須ではありません。）

※目標値は5%刻みで自由に指定できます。

※定額円建年金保険への変更前かつ年金開始日の1カ月前の前日までであれば、いつでも目標値を指定・変更・取消することができます。

$$\text{目標金額} = \text{判定基準金額}^*1 \times \text{目標値}(105 \sim 200\%)^*2$$

$$\text{基本保険金額（一時払保険料）} \times \text{日本生命に着金した日（責任開始の日）}^*3 \text{の日本生命所定の為替レート（TTM+50銭）}$$

*1 円入金特約を付加した場合は、円払込金額となります。

*2 ご契約後、目標値を指定・変更する場合は、100%を指定することができます。

*3 適用日として為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

参照 TTMの詳細は、「[注意喚起情報 P.51](#)」をご覧ください。

STEP 2 目標金額の到達状況を毎営業日判定します。

- 判定は契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日まで日本生命が毎営業日*4行います。
- 判定日における解約払戻金の円換算額が目標金額に到達した場合、自動的に定額円建年金保険へ変更します。

$$\text{解約払戻金の円換算額} = \text{判定日における解約払戻金（指定通貨建）} \times \text{判定日における日本生命所定の為替レート}$$

*4 祝日、12/31～1/3を除く月～金曜日をいいます。（2020年11月現在）

参照 解約払戻金の詳細は、「[注意喚起情報 P.48](#)」をご覧ください。

参照 日本生命所定の為替レートについては、「[注意喚起情報 P.42](#)」をご覧ください。

STEP 3 目標金額に到達した場合、定額円建年金保険へ変更します。

- 目標金額到達時*5の解約払戻金の円換算額を積立金として、定額円建年金保険へ自動的に変更します。*6
- 変更後の積立金は、定率部分と運用実績連動部分に分けての運用を行わず、日本生命所定の利率*7で据置期間満了日まで積立てます。
- 変更後の死亡保険金額・解約払戻金額は円建で確定し、積立金額と同額となります。（解約時に市場金利調整を適用せず、解約控除額を差引きません。）
- 据置期間満了時に年金のお支払方法を、確定年金または一括支払から選択いただけます。

参照 据置期間満了時のお取扱いの詳細については、[P.9～10](#)をご覧ください。



ご注意

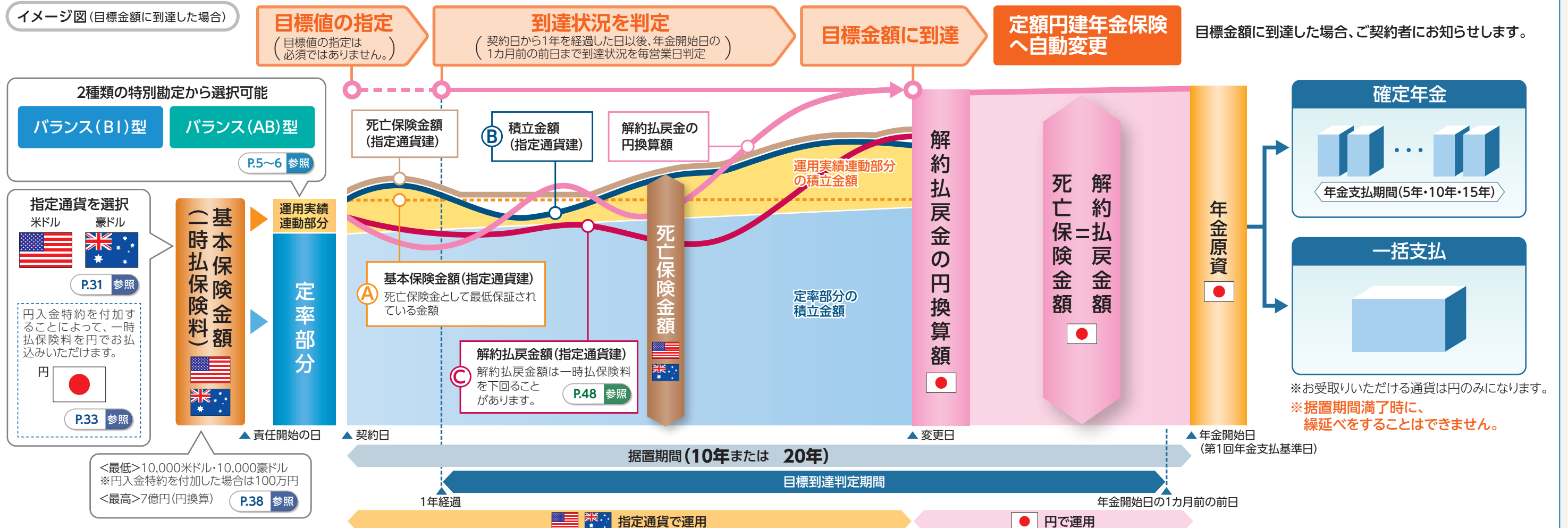
*5 特別勘定の運用実績や市場金利の変動、経過年数（解約控除）、為替レートの変動によっては、目標金額に到達しないこともあります。

*6 定額円建年金保険への変更後に、再度指定通貨建の変額年金保険に変更することはできません。

*7 定額円建年金保険へ変更前の定率部分に適用される積立利率とは異なります。利率は金利水準等をもとに決定します。

参照 詳細は、「[注意喚起情報 P.50](#)」をご覧ください。

※以下のイメージ図は、将来の年金額・積立金額・解約払戻金額・死亡保険金額の推移をお約束するものではありません。なお、解約払戻金額（解約払戻金の円換算額）の波線は、国内外の株価や債券価格、市場金利・為替レート等が変動（上昇・下降）したと仮定して記載しています。



据置期間満了時のお取扱い

据置期間満了時には、年金支払方法(確定年金・一括支払)および繰延べの有無を選択いただけます。

確定年金

- あらかじめ定められた期間中、被保険者が生存している場合に、毎年、同額の年金額をお支払いします。

参照 確定年金の詳細は、「契約概要 P.33」をご覧ください。

一括支払

- 年金開始日以後、年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。

繰延べ(第1回年金支払基準日の変更に関する特約)

- 年金開始のお手続きの際に、第1回年金支払基準日の変更に関する特約を付加することで、1回に限り、年金のお支払いを所定の範囲内で*1最長5年間繰延べることができます。
- 繰延べ期間中は、定率部分と運用実績連動部分に分けての運用を行わず、年金開始日における日本生命所定の利率*2により積立てます。
- 繰延べ後の第1回年金支払基準日を迎えた場合、確定年金または一括支払を選択いただけます。

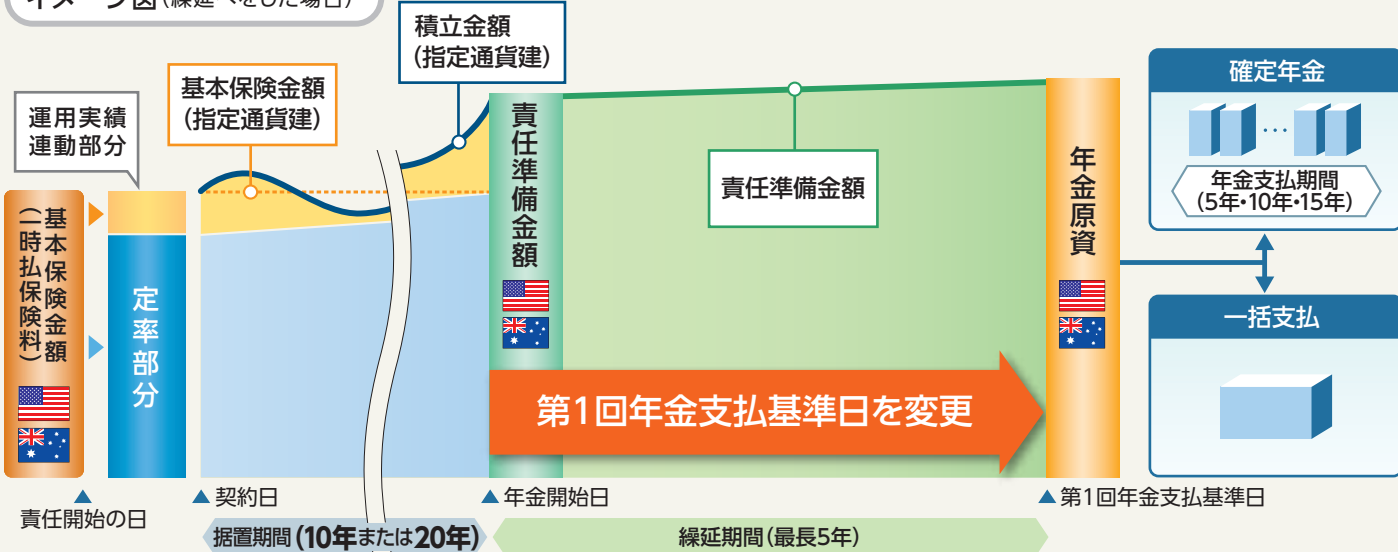
*1 被保険者の年齢によっては、繰延べることができる年数が制限されることや、繰延べできないことがあります。
(繰延べ後の第1回年金支払基準日における被保険者の年齢が90歳以下である必要があります。)

*2 金利水準等をもとに決定します。

●特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合や、据置期間中に定額円建年金保険に変更した場合には、繰延べをお取扱いできません。

参照 繰延べの詳細は、「契約概要 P.34」をご覧ください。

イメージ図(繰延べをした場合)



円
のがさず
確保したい

POINT!

繰延べをすることで、据置期間満了後に、あらたに判定期間を設けることができます!

- 据置期間中に目標値を指定し、目標到達判定期間内に目標金額に到達しなかった場合でも、繰延べをすることで、据置期間満了後にあらたに判定期間を設けることができます。
- 判定は年金開始日から繰延べ後の第1回年金支払基準日の1カ月前の前日まで毎営業日行います。*3
- 責任準備金の円換算額が目標金額に到達したとき、自動的に定額円建年金保険へ変更します。
- 定額円建年金保険へ変更後は、変更日における日本生命所定の利率*4で第1回年金支払基準日の前日まで積立てます。

*3 繰延べをした場合でも、年金開始日の1カ月前から年金開始日の前日まで、目標金額到達の判定を行いません。

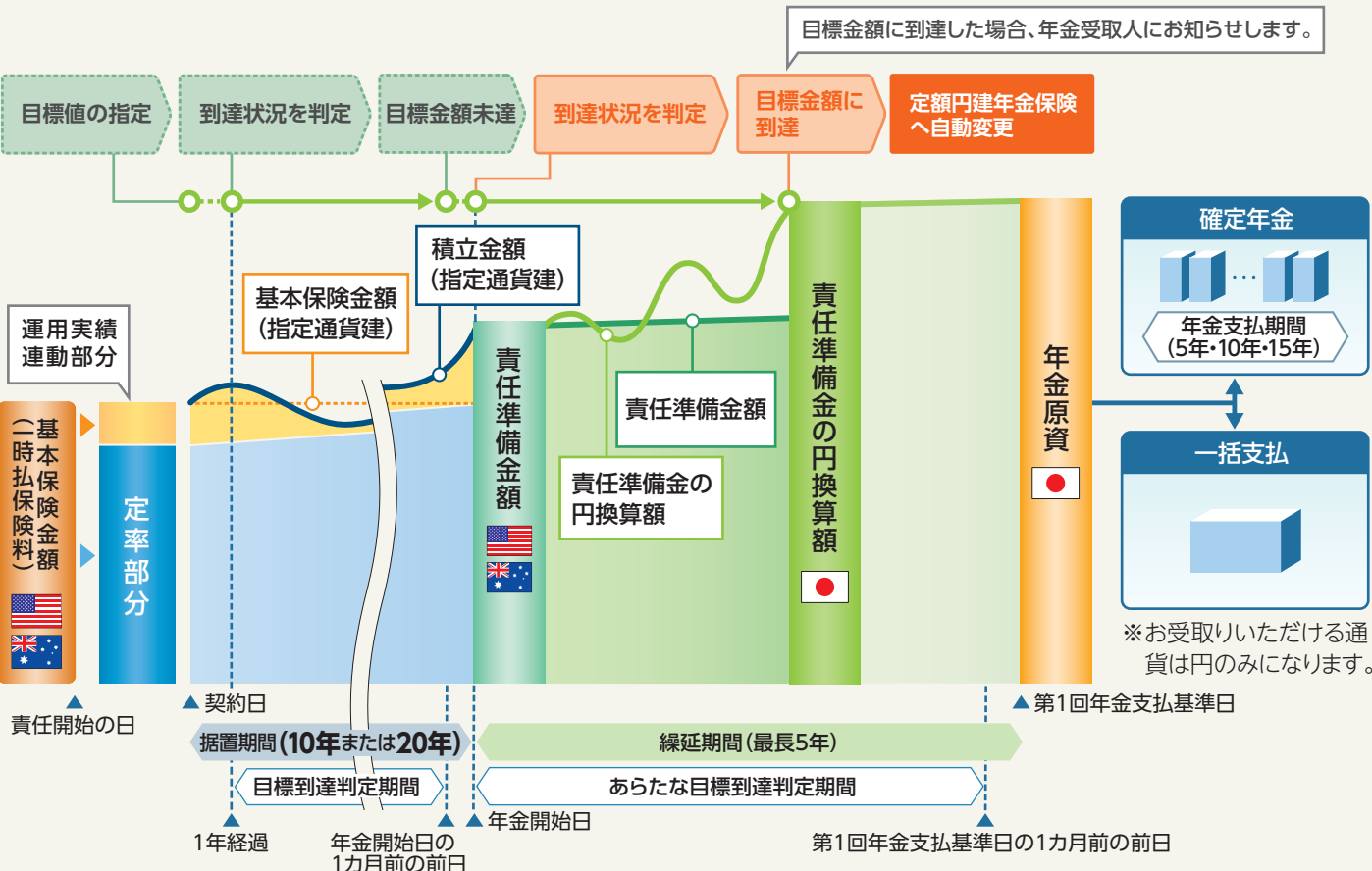
*4 金利水準等をもとに決定します。

※定額円建年金保険への変更前かつ、年金開始日から繰延べ後の第1回年金支払基準日の1カ月前の前日までであればいつでも、年金受取人は目標値の指定・変更・取消をすることができます。(100%~200%の範囲内で5%刻みで指定できます。)

●為替レートは日々変動していますので、為替レートの変動によっては、目標金額に到達しない場合があります。また、繰延期間の責任準備金の円換算額が、据置期間満了時の積立金の円換算額を下回る可能性があります。
●定額円建年金保険への変更後に、再度指定通貨建の変額年金保険に変更することはできません。

参照 繰延べ期間中の定額円建年金保険への変更の詳細は、「契約概要 P.35」をご覧ください。

イメージ図(据置期間中に目標金額に到達せず、繰延期間中に目標金額に到達した場合)



- 年金開始日前に被保険者が亡くなられた場合、あらかじめ指定いただいた死亡保険金受取人に死亡保険金をお受取りいただけます。
- 死亡保険金額は、基本保険金額（一時払保険料）が指定通貨建で最低保証されており、死亡日における基本保険金額・積立金額・解約払戻金額のうちいずれか大きい金額となります。
※定額円建年金保険へ変更後の死亡保険金額は、円建で確定し、死亡日における積立金額と同額となります。



●死亡保険金は、円で受取することもできますが、為替レートの変動によって、損失が生じる可能性があります。

円建死亡保険金特約を付加することで

POINT!

死亡保険金額は基本保険金額（一時払保険料）を円建で最低保証することができます！

- 円建死亡保険金特約を付加することで、据置期間中に被保険者が亡くなられた場合に基本保険金額（一時払保険料）の円換算額（円入金特約を付加した場合は、円払込金額）を死亡保険金として最低保証することができます。
※この特約はご契約時のみ付加できます。ただし、ご契約時に日本生命が取扱っている場合に限りです。
※被保険者の契約日の満年齢が70歳以下（据置期間20年を選択される場合は60歳以下）の場合に、この特約を付加することができます。
参照 契約日の詳細は、「注意喚起情報 P.47」をご覧ください。
- 死亡保険金は、以下の①②のいずれか大きい金額を円でお支払いします。

① 被保険者の亡くなられた日における以下のいずれか大きい金額で、必要書類を日本生命が受付けた日における日本生命所定の為替レート（TTM-50銭）で円換算した金額

- 基本保険金額
- 積立金額
- 解約払戻金額

② 以下のいずれかの金額

- 指定通貨で入金する場合：

基本保険金額（一時払保険料）× 日本生命に着金した日（責任開始の日）*の日本生命所定の為替レート（TTM+50銭）

- 円入金特約を付加して円で入金する場合：
円払込金額

* 適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

参照 円建死亡保険金特約の詳細は、「契約概要 P.34」をご覧ください。

例 死亡日の死亡保険金額が11万豪ドル・日本生命所定の為替レート（TTM-50銭）が1豪ドル=80円の場合

ご契約内容
【指 定 通 貨】豪ドル
【基本保険金額】10万豪ドル
【円 払 込 金 額】1,000万円
【円 入 金 特 約 レート】1豪ドル=100円
【円建死亡保険金特約】付加あり

円払込金額
（基本保険金額）

死亡日の
死亡保険金額

1豪ドル
=80円

①の金額

-120万円

②の金額

1,000万円

円建死亡保険金特約を付加することで、円払込金額（1,000万円）を最低保証することができます。



参照 詳細は、「契約概要 P.34」をご覧ください。

- この特約を付加した場合には、積立利率が低くなり、運用実績運動部分に充当される金額が小さくなります。
参照 詳細は、「契約概要 P.34」をご覧ください。
- この特約を付加した場合、死亡保険金を指定通貨で受取ることができません。
- 据置期間満了時にこの特約は消滅します。（繰延べを行った場合に、年金開始日以降に被保険者が亡くなられても、その際にお支払いする金額（責任準備金額）は円建で最低保証されません。）
- この特約を付加しても、年金原資や解約払戻金額は円建で最低保証されません。



ご注意

●年金原資や死亡保険金額、解約払戻金額が一時払保険料や一時払保険料の円換算額を下回り、損失が生じる可能性があります。

以下の表では一時払保険料や一時払保険料の円換算額を“比較する金額”とし、年金原資、死亡保険金額、解約払戻金額の各項目が“比較する金額”を、下回ることがない場合は○、下回ることがある場合は×で表示していますので確認ください。

項 目		比較する金額		内 容	参 照
		一時払保険料  	一時払保険料の 円換算額*1 		
年金原資	据置期間満了時・ 繰延期間満了時	○	×	年金原資は据置（繰延）期間満了時における積立金額（責任準備金額）となります。 年金原資は基本保険金額（一時払保険料）を指定通貨建で最低保証しますが、為替レートは日々変動していますので、年金原資を据置（繰延）期間満了時の為替レートにより円換算した金額が一時払保険料をご契約時の為替レートにより円換算した金額を下回る可能性があります。	—
	据置 期間中	円建死亡 保険金特約 付加なし	○	×	据置期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金額は基本保険金額（一時払保険料）を指定通貨建で最低保証しますが、為替レートは日々変動していますので、死亡保険金をお支払時の為替レートにより円換算した金額が一時払保険料をご契約時の為替レートにより円換算した金額を下回る可能性があります。 なお、円建死亡保険金特約を付加した場合には、一時払保険料をご契約時の為替レートにより円換算した金額を下回ることはありません。
円建死亡 保険金特約 付加あり		—*2	○		
死亡保険金額	繰延期間中	○	×	繰延期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡日における責任準備金をお支払いします。責任準備金額は、一時払保険料以上となりますが、為替レートは日々変動していますので、責任準備金をお支払時の為替レートにより円換算した金額が一時払保険料をご契約時の為替レートにより円換算した金額を下回る可能性があります。 ※円建死亡保険金特約は据置期間満了時に消滅するため、円建死亡保険金特約を付加していた場合でも、一時払保険料をご契約時の為替レートにより円換算した金額を下回る可能性があります。	P.34
解約払戻金額	据置期間中	×	×	据置期間中に解約した場合、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と特別勘定の運用実績にもとづき日々増減する運用実績運動部分の積立金額との合計額から解約控除額を差引いた金額をお支払いします。したがって、解約払戻金額は、一時払保険料を下回る可能性があります。 また、為替レートは日々変動していますので、解約払戻金額をお支払時の為替レートにより円換算した金額が一時払保険料をご契約時の為替レートにより円換算した金額を下回る可能性があります。	P.48
	繰延期間中	○	×	繰延期間中に解約した場合、解約払戻金計算基準日における責任準備金をお支払いします。責任準備金額は、一時払保険料以上となりますが、為替レートは日々変動していますので、責任準備金をお支払時の為替レートにより円換算した金額が一時払保険料をご契約時の為替レートにより円換算した金額を下回る可能性があります。	P.34

*1 一時払保険料を日本生命に着金した日（適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。）の所定の為替レートで円換算した金額です。なお、円入金特約を付加して円で払込んだ場合には、円払込金額となります。

*2 円建死亡保険金特約を付加した場合、死亡保険金は指定通貨で受取ることができず、一時払保険料と比較することができないため、「—」で表示しています。

※目標金額に到達し、定額円建年金保険へ変更後は、年金原資、死亡保険金額、解約払戻金額が一時払保険料の円換算額（もしくは円払込金額）を下回ることはありません。

- この保険は、指定通貨、据置期間および円建死亡保険金特約の付加有無等によって積立利率が異なり、その結果、定率部分・運用実績運動部分の割合や定率部分の積立金額の推移が異なります。
また、指定通貨および特別勘定の種類によって、運用実績運動部分の積立金額の推移が異なります。
参照 現在の積立利率および定率部分・運用実績運動部分の割合は「 例表または提案書」をご確認ください。
- P.15～30 に、それぞれの運用シミュレーションを掲載しておりますので、ご検討にあたって参照ください。

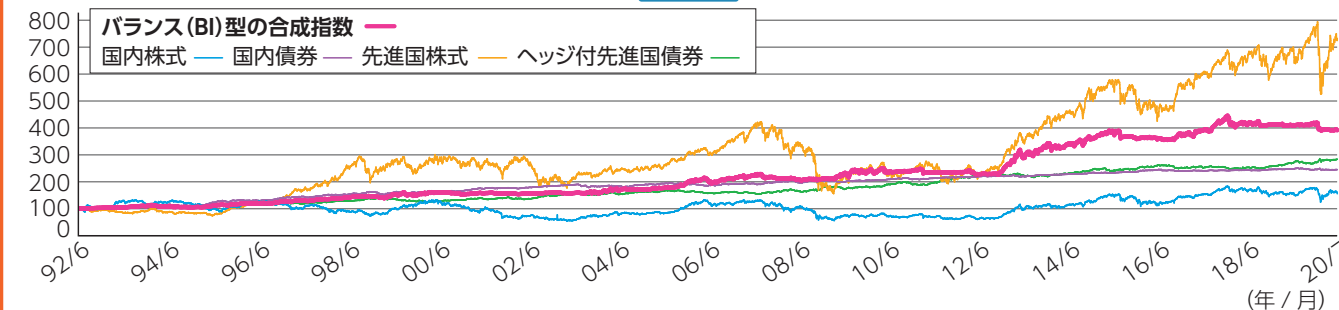
ご確認にあたってのご留意点

- 積立金額や解約払戻金の円換算額は、株価や金利、為替レート等の影響を受け変動します。
- 当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当シミュレーションは、モルガン・スタンレー・MUFG証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。
- モルガン・スタンレー・MUFG証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対して一切責任を負うものではありません。
- 日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害について一切責任を負いません。

バランス（BI）型の各資産のパフォーマンス（日本円）（1992年6月末～2020年7月末）

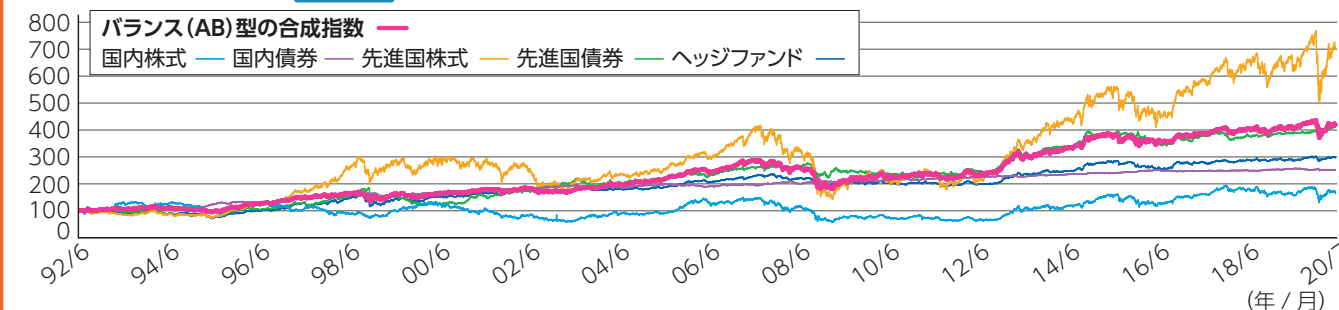
※バランス（BI）型の合成指数はレバレッジ取引を利用しない場合の推移を記載しています。

レバレッジ取引を利用した場合の積立金額等の推移イメージは、P.15～30 をご確認ください。

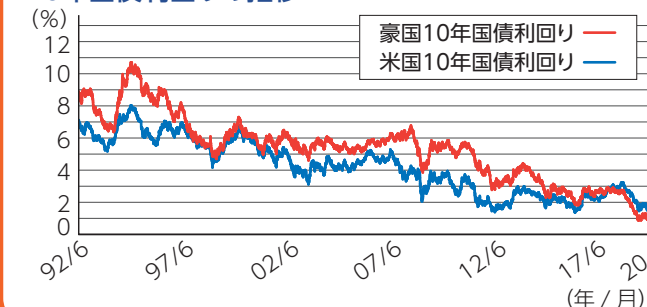


バランス（AB）型の代表的な資産のパフォーマンス（日本円）（1992年6月末～2020年7月末）

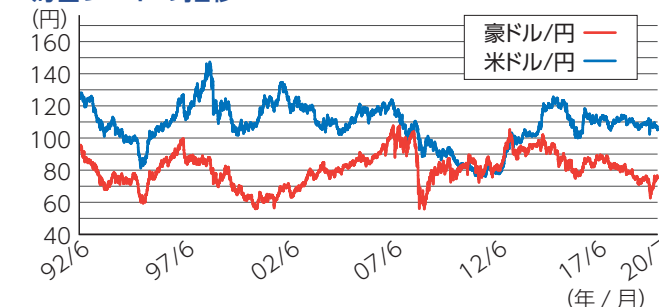
※新興国債券は1998年3月末、ヘッジ付先進国債券の一部は1999年3月末、ヘッジファンドの一部は1999年6月末から組入れて計算しています。また、バランス（AB）型の合成指数はレバレッジ取引を利用しない場合の推移を記載しています。レバレッジ取引を利用した場合の積立金額等の推移イメージは、P.15～30 をご確認ください。



10年国債利回りの推移（1992年6月末～2020年7月末）



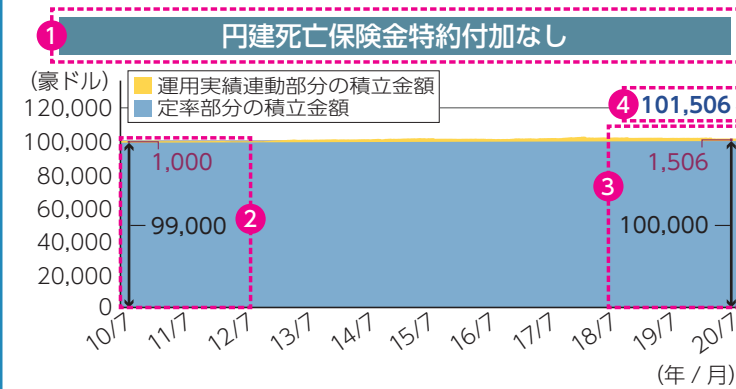
為替レートの推移（1992年6月末～2020年7月末）



シミュレーションの確認ポイント

積立金額シミュレーション

シミュレーション期間・ケース数



契約日から据置期間満了日までの積立金額（運用実績連動部分と定率部分の積立金額の合計額）の推移を示しています。

- 1 円建死亡保険金特約の付加有無を記載しています。
- 2 契約日における運用実績連動部分と定率部分の積立金額を記載しています。
- 3 据置期間満了日における運用実績連動部分と定率部分の積立金額を記載しています。
- 4 据置期間満了日における年金原資（運用実績連動部分と定率部分の積立金額の合計額）を記載しています。

目標金額到達シミュレーション

長期的な傾向のご確認

シミュレーション期間・ケース数

目標値	円建死亡保険金特約付加なし						
	到達データ			目標到達までの期間(年)			
	到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	
105%	111	104	86%	2.44	1.00	6.54	
110%	105	92	82%	3.19	1.00	7.45	
120%	83	66	64%	4.21	1.05	9.11	
150%	33	6	25%	5.88	4.02	7.47	
200%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00	

契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日までに各目標値にもとづく目標金額に到達したケース数と到達率および目標到達までの期間を示しています。

- 5 サンプルとした全ケース*1のうち、目標金額に到達したケース数*2と到達率*3を記載しています。

*1 据置期間10年の場合は128ケース、据置期間20年の場合は98ケースとなります。

*2 契約日から1年を経過した日以後、5年未満で目標金額に到達したケース数を「うち5年未満」に記載しています。

*3 到達率 = $\frac{\text{年金開始日の1カ月前の前日までに目標金額に到達したケース数}}{\text{サンプルとした全ケース}}$

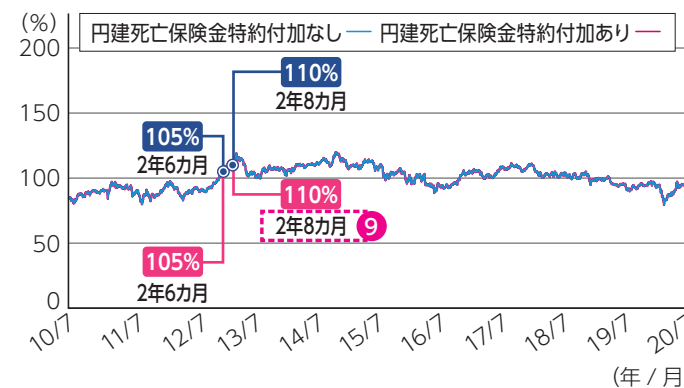
- 6 到達ケースにおける契約日からの所要年数の平均値を記載しています。

- 7 到達ケースのうち、最も早く到達したケースにおける契約日からの所要年数を記載しています。

- 8 到達ケースのうち、最も遅く到達したケースにおける契約日からの所要年数を記載しています。

解約払戻金の円換算額シミュレーション

シミュレーション期間・ケース数



契約日から据置期間満了日までの解約払戻金の円換算額の推移を示しています。

- 9 目標到達までの期間（契約日からの所要年月数）を記載しています。



ご注意

●当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



豪ドル バランス(BI)型 据置期間10年



特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、[裏表紙](#)をご覧ください。

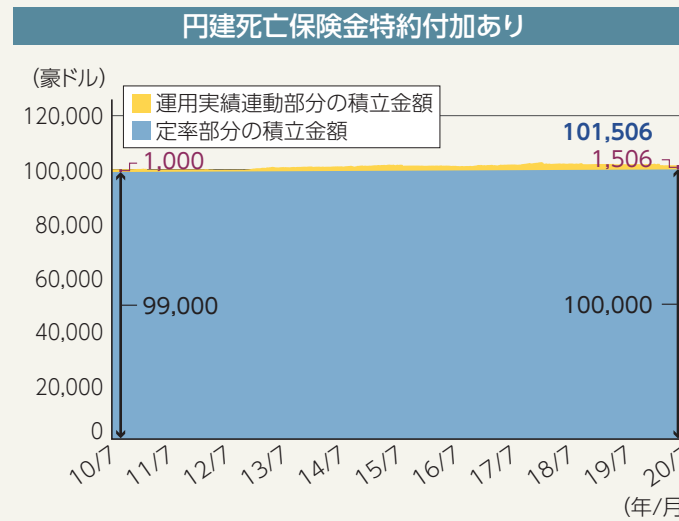
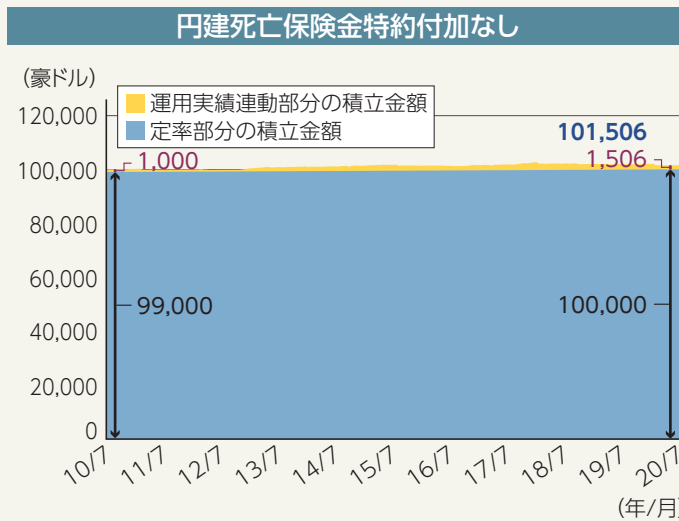
前提条件

	円建死亡保険金特約付加なし	円建死亡保険金特約付加あり
積立利率*	0.10% (全ケース固定)	0.10% (全ケース固定)
運用実績連動部分の割合*	1.0%	1.0%
定率部分の割合*	99.0%	99.0%
一時払保険料	100,000豪ドル	
費用	保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前	

*2020年7月後半の豪国国債利回り(残存期間が10年程度)を参考に算出しています。金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

積立金額シミュレーション

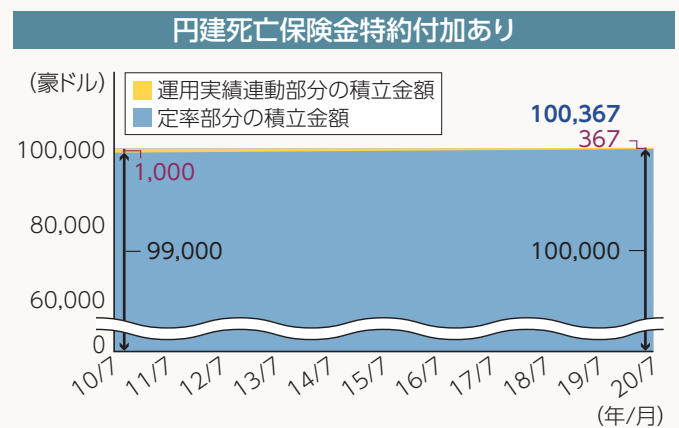
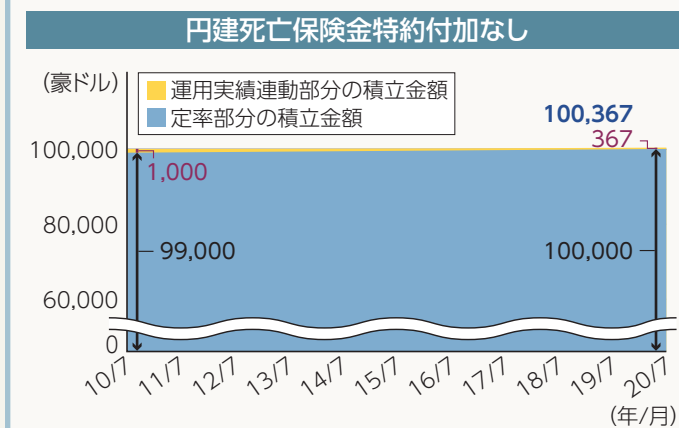
2010年7月末～2020年7月末の1ケース



参考

運用実績連動部分が毎年10%ずつ減り続けたと仮定した場合の積立金額の推移

参照 現在の積立利率にもとづく積立金額の推移については、「[例表または提案書](#)」をご覧ください。



ご注意

株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替レートの変動等によっては、運用実績連動部分の積立金額がゼロとなることもあります。参照 特別勘定の投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.37](#)」をご覧ください。



ご注意

年金原資を年金開始日の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があります。

目標金額到達シミュレーション

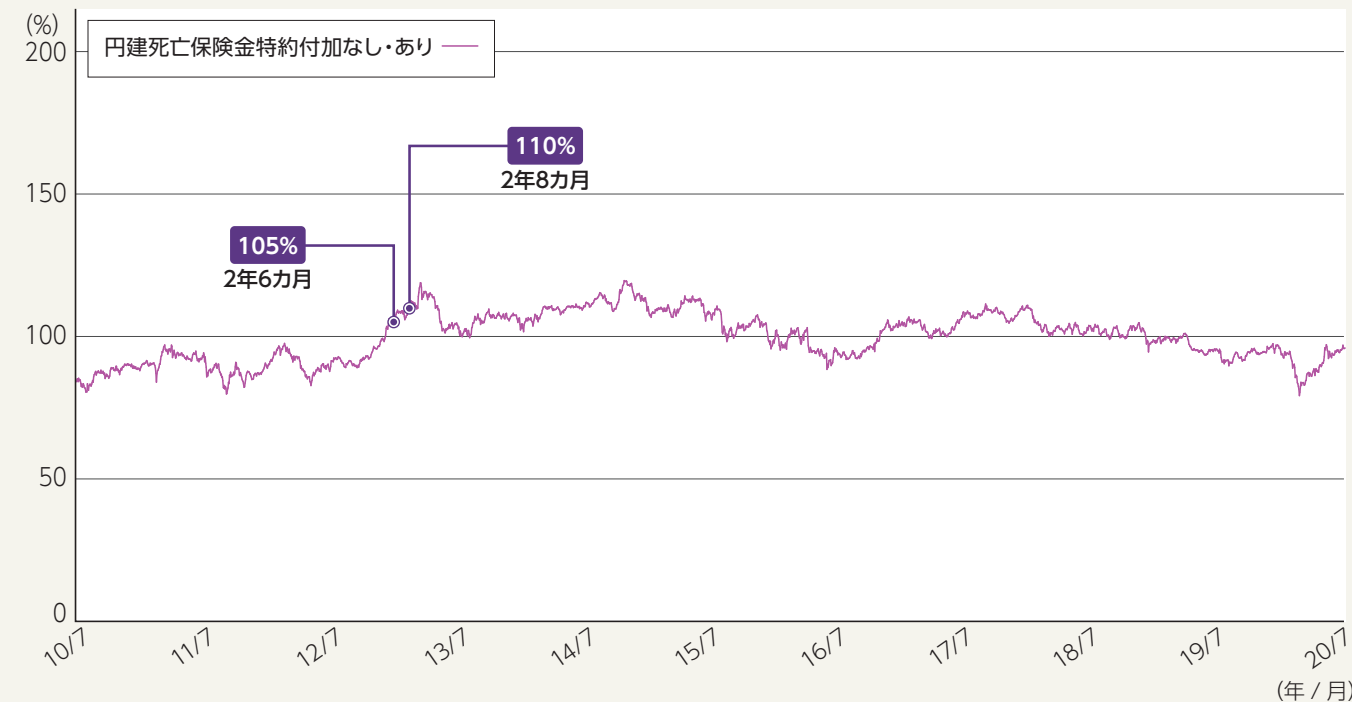
長期的な傾向のご確認

1999年12月末～2010年7月末までの各月末から運用開始し、10年間運用したと仮定した128ケース

目標値	円建死亡保険金特約付加なし							円建死亡保険金特約付加あり						
	到達データ			目標到達までの期間(年)				到達データ			目標到達までの期間(年)			
	到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長		到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	
105%	111	104	86%	2.44	1.00	6.54		111	104	86%	2.44	1.00	6.54	
110%	105	92	82%	3.19	1.00	7.45		105	92	82%	3.19	1.00	7.45	
120%	83	66	64%	4.21	1.05	9.11		83	66	64%	4.21	1.05	9.11	
150%	33	6	25%	5.88	4.02	7.47		33	6	25%	5.88	4.02	7.47	
200%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00		0	0	0%	0.00	0.00	0.00	

解約払戻金の円換算額シミュレーション

2010年7月末～2020年7月末の1ケース



商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料



ご注意

●当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



豪ドル バランス (AB) 型 据置期間10年

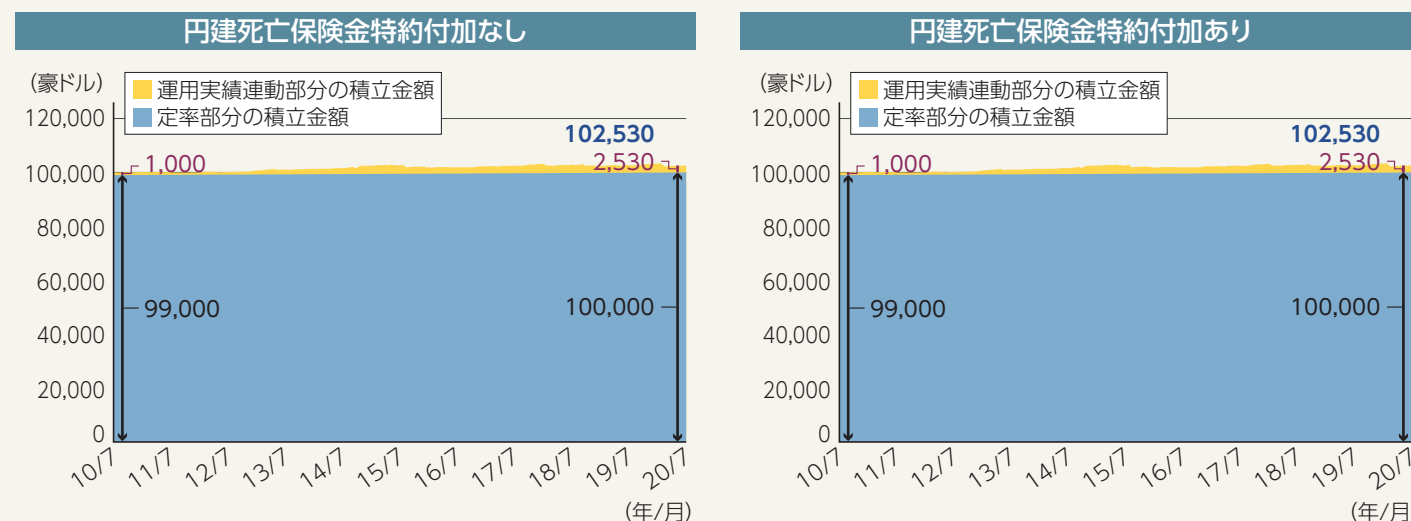


特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、[裏表紙](#)をご覧ください。

		円建死亡保険金特約付加なし	円建死亡保険金特約付加あり
前提条件	積立利率*	0.10% (全ケース固定)	0.10% (全ケース固定)
	運用実績連動部分の割合*	1.0%	1.0%
	定率部分の割合*	99.0%	99.0%
	一時払保険料	100,000豪ドル	
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前	

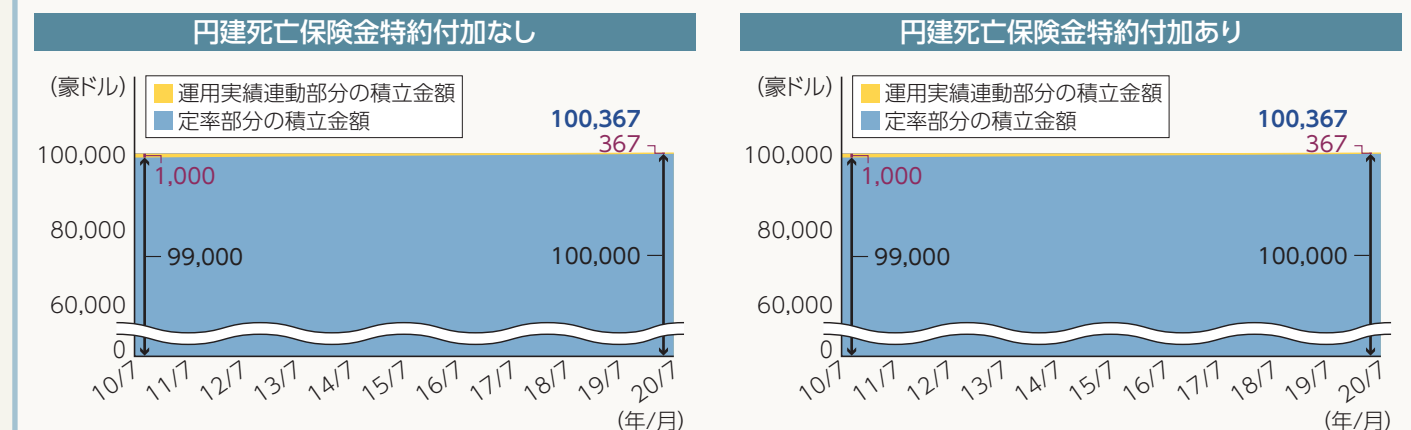
*2020年7月後半の豪国国債利回り(残存期間が10年程度)を参考に算出しています。
金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

積立金額シミュレーション 2010年7月末～2020年7月末の1ケース



参考 運用実績連動部分が毎年10%ずつ減り続けたと仮定した場合の積立金額の推移

参照 現在の積立利率にもとづく積立金額の推移については、「[例表または提案書](#)」をご覧ください。



ご注意

株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替レートの変動等によっては、運用実績連動部分の積立金額がゼロとなることもあります。参照 特別勘定の投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.37](#)」をご覧ください。



ご注意

年金原資を年金開始日の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があります。

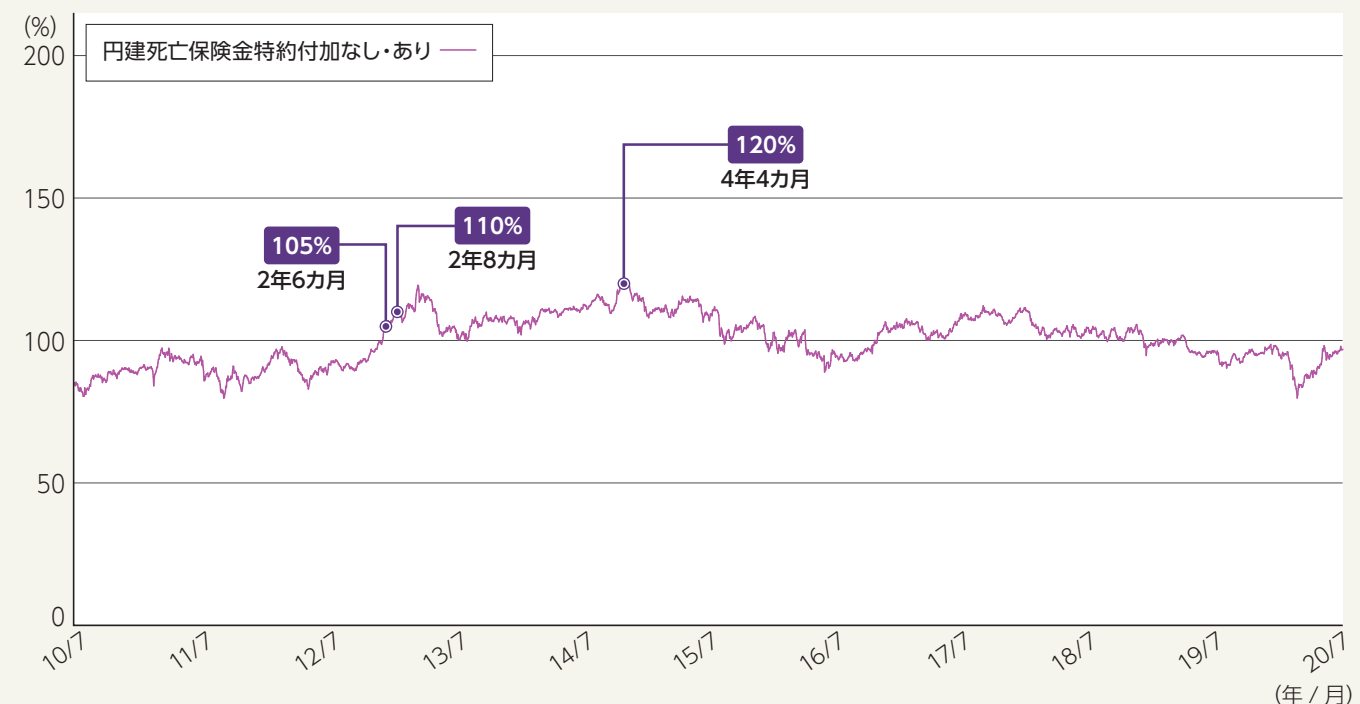
前提条件		「目標金額到達シミュレーション」「解約払戻金の円換算額シミュレーション」については、左記に加え以下の条件も考慮
前提条件	目標到達判定期間	契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日まで
	解約払戻金の円換算額	・解約払戻金は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差し引いて算出。 ・円換算に際し、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

目標金額到達シミュレーション

長期的な傾向のご確認 1999年12月末～2010年7月末までの各月末から運用開始し、10年間運用したと仮定した128ケース

目標値	円建死亡保険金特約付加なし						円建死亡保険金特約付加あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	109	104	85%	2.34	1.00	6.55	109	104	85%	2.34	1.00	6.55
110%	105	93	82%	3.12	1.00	8.06	105	93	82%	3.12	1.00	8.06
120%	84	70	65%	3.99	1.05	9.31	84	70	65%	3.99	1.05	9.31
150%	36	9	28%	5.69	4.01	7.35	36	9	28%	5.69	4.01	7.35
200%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00	0	0	0%	0.00	0.00	0.00

解約払戻金の円換算額シミュレーション 2010年7月末～2020年7月末の1ケース





ご注意

●当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



米ドル バランス (BI) 型 据置期間10年

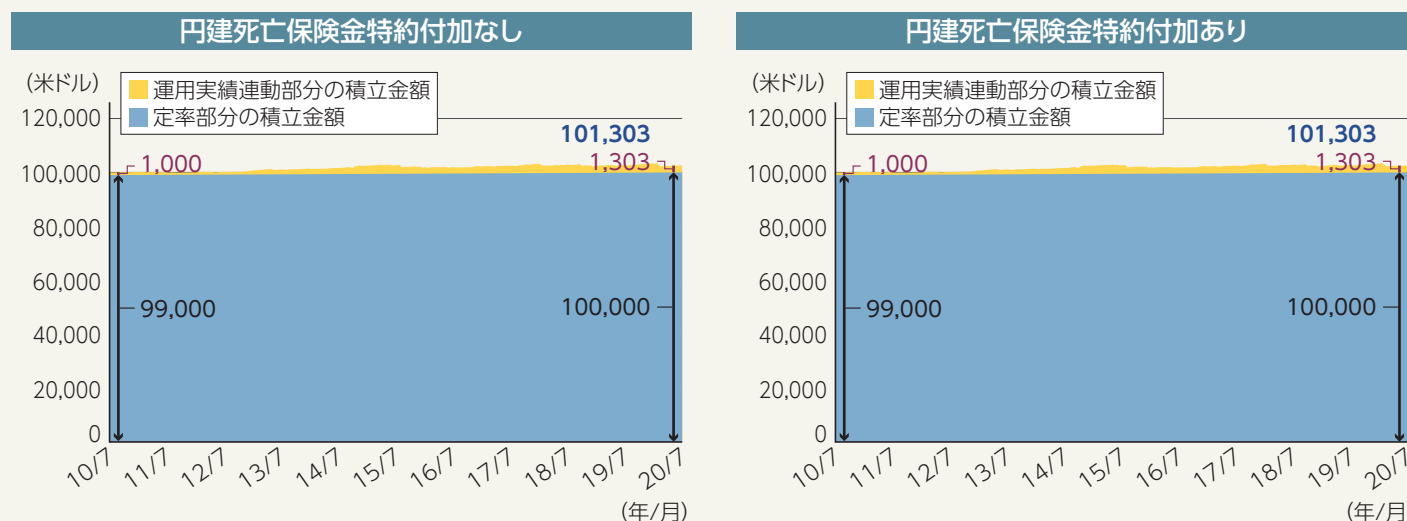


特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、[裏表紙](#)をご覧ください。

		円建死亡保険金特約付加なし	円建死亡保険金特約付加あり
前提条件	積立利率*	0.10% (全ケース固定)	0.10% (全ケース固定)
	運用実績連動部分の割合*	1.0%	1.0%
	定率部分の割合*	99.0%	99.0%
	一時払保険料	100,000米ドル	
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前	

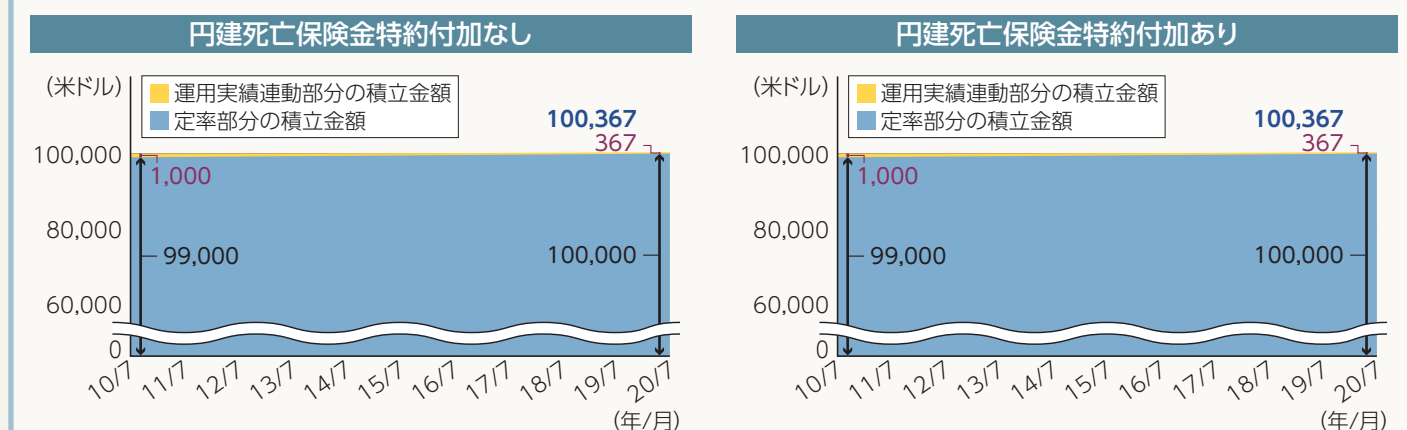
*2020年7月後半の米国国債利回り(残存期間が10年程度)を参考に算出しています。
金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

積立金額シミュレーション 2010年7月末～2020年7月末の1ケース



参考 運用実績連動部分が毎年10%ずつ減り続けたと仮定した場合の積立金額の推移

参照 現在の積立利率にもとづく積立金額の推移については、「[例表または提案書](#)」をご覧ください。



ご注意

株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替レートの変動等によっては、運用実績連動部分の積立金額がゼロとなることもあります。参照 特別勘定の投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.37](#)」をご覧ください。



ご注意

年金原資を年金開始日の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があります。

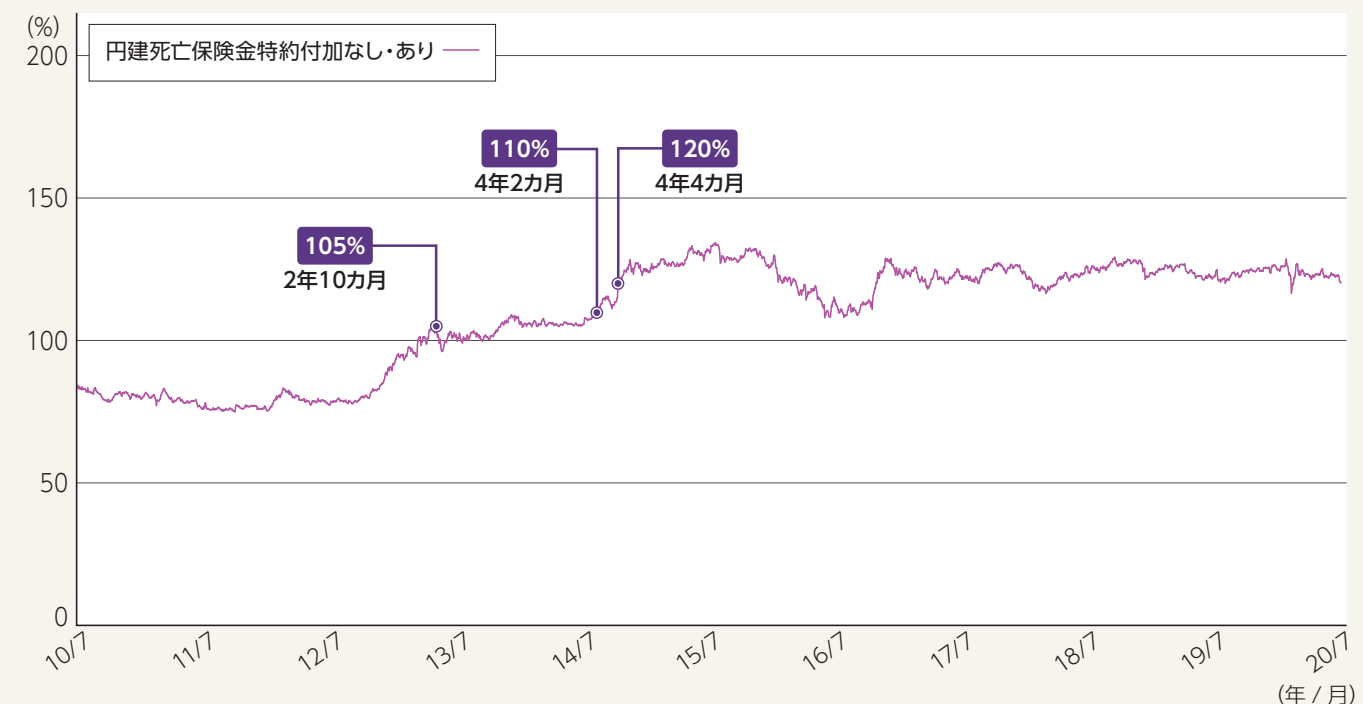
前提条件	「目標金額到達シミュレーション」「解約払戻金の円換算額シミュレーション」については、左記に加え以下の条件も考慮	
	目標到達判定期間	契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日まで
	解約払戻金の円換算額	・解約払戻金は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差し引いて算出。 ・円換算に際し、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

目標金額到達シミュレーション

長期的な傾向のご確認 1999年12月末～2010年7月末までの各月末から運用開始し、10年間運用したと仮定した128ケース

目標値	円建死亡保険金特約付加なし						円建死亡保険金特約付加あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	75	31	58%	5.66	1.20	9.61	75	31	58%	5.66	1.20	9.61
110%	49	14	38%	6.36	1.58	9.86	49	14	38%	6.36	1.58	9.86
120%	23	7	17%	5.48	4.28	7.18	23	7	17%	5.48	4.28	7.18
150%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00	0	0	0%	0.00	0.00	0.00
200%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00	0	0	0%	0.00	0.00	0.00

解約払戻金の円換算額シミュレーション 2010年7月末～2020年7月末の1ケース





●当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



米ドル バランス (AB) 型 据置期間10年

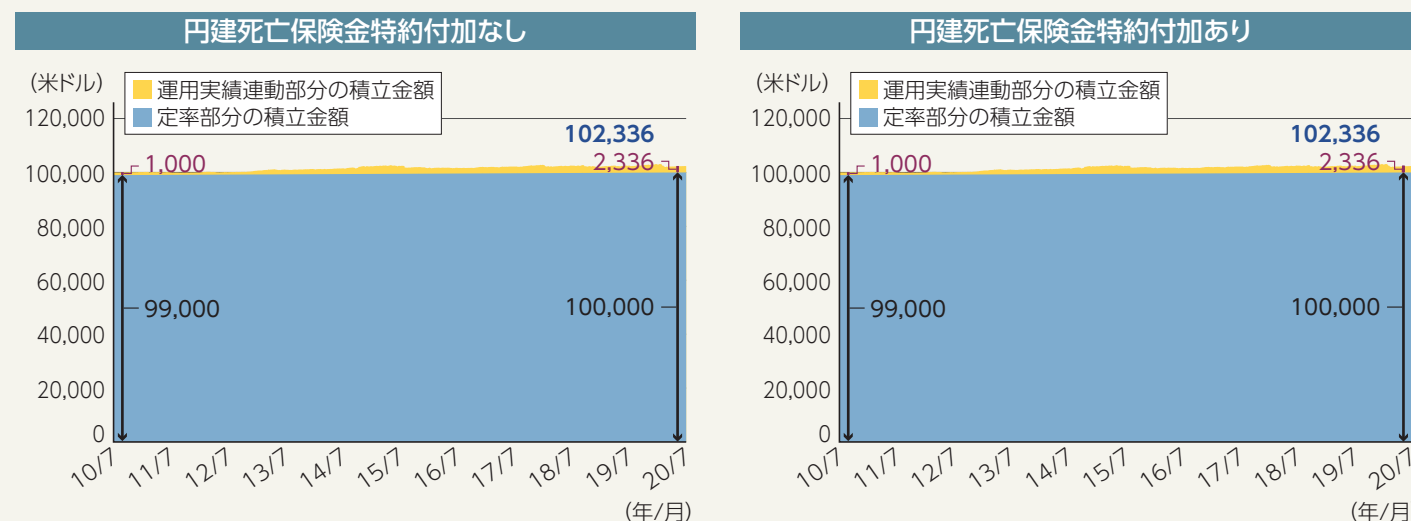


特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、[裏表紙](#)をご覧ください。

		円建死亡保険金特約付加なし	円建死亡保険金特約付加あり
前提条件	積立利率*	0.10% (全ケース固定)	0.10% (全ケース固定)
	運用実績連動部分の割合*	1.0%	1.0%
	定率部分の割合*	99.0%	99.0%
	一時払保険料	100,000米ドル	
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前	

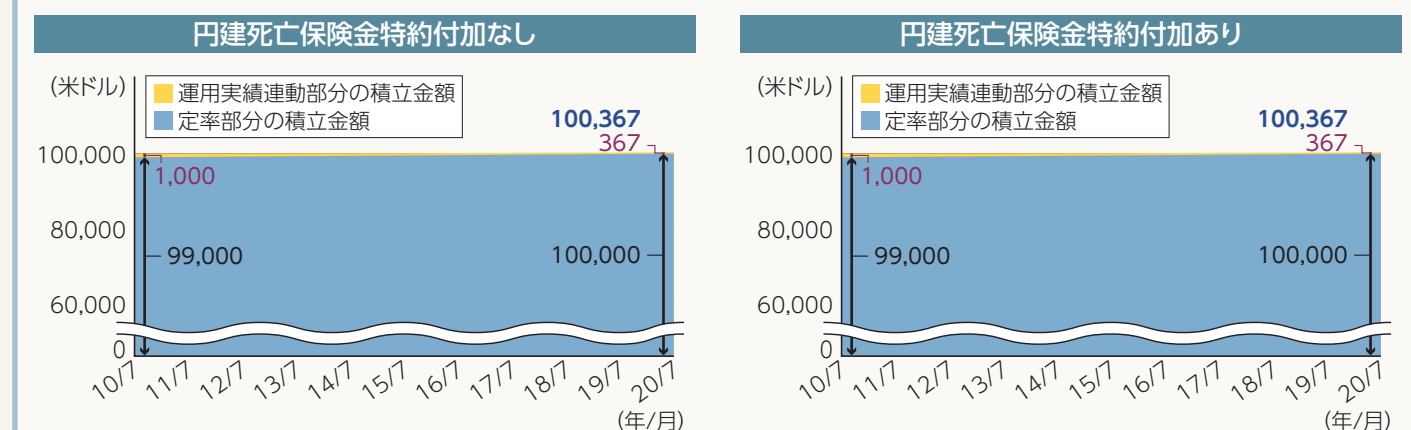
*2020年7月後半の米国国債利回り(残存期間が10年程度)を参考に算出しています。
金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

積立金額シミュレーション 2010年7月末～2020年7月末の1ケース



参考 運用実績連動部分が毎年10%ずつ減り続けたと仮定した場合の積立金額の推移

参照 現在の積立利率にもとづく積立金額の推移については、「[例表または提案書](#)」をご覧ください。



株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替レートの変動等によっては、運用実績連動部分の積立金額がゼロとなることもあります。参照 特別勘定の投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.37](#)」をご覧ください。



年金原資を年金開始日の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があります。

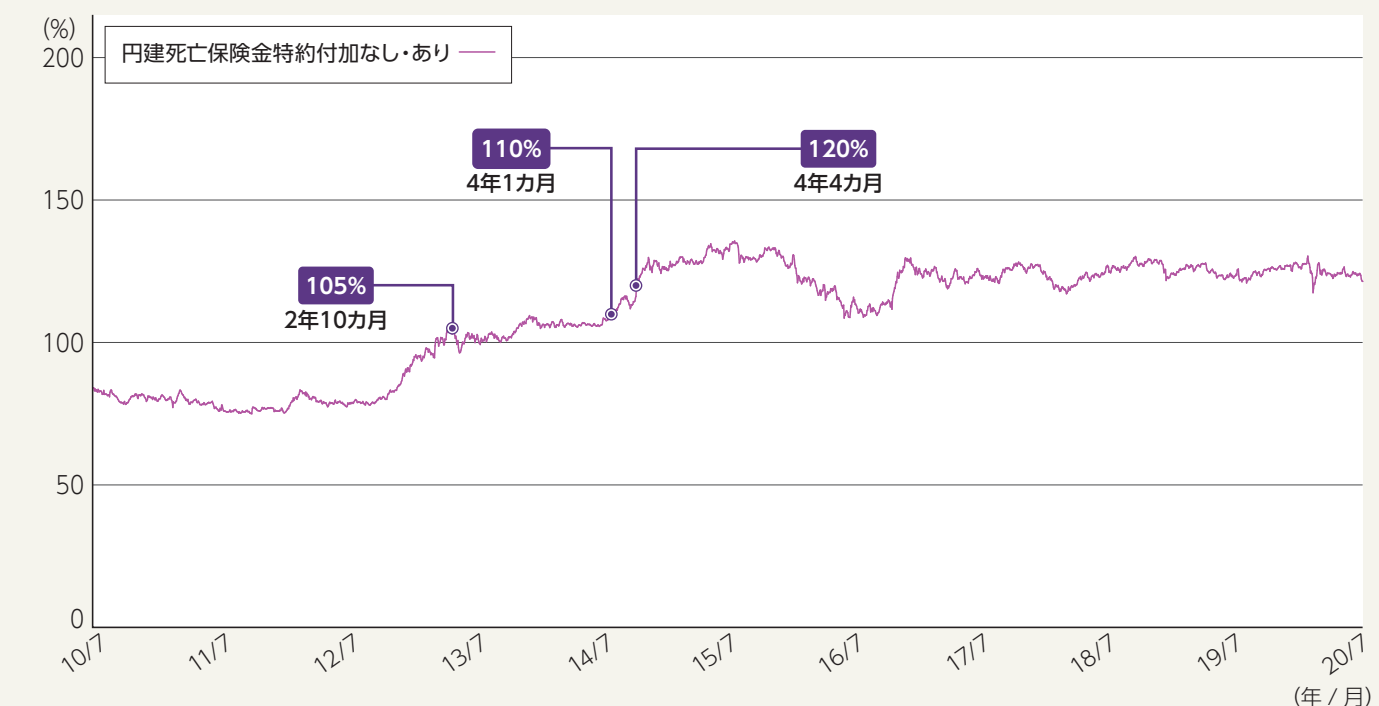
前提条件	「目標金額到達シミュレーション」「解約払戻金の円換算額シミュレーション」については、左記に加え以下の条件も考慮	
	目標到達判定期間	契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日まで
	解約払戻金の円換算額	・解約払戻金は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差し引いて算出。 ・円換算に際し、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

目標金額到達シミュレーション

長期的な傾向のご確認 1999年12月末～2010年7月末までの各月末から運用開始し、10年間運用したと仮定した128ケース

目標値	円建死亡保険金特約付加なし						円建死亡保険金特約付加あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(128)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	76	34	59%	5.44	1.20	9.61	76	34	59%	5.44	1.20	9.61
110%	52	15	40%	6.25	1.57	9.86	52	15	40%	6.25	1.57	9.86
120%	25	8	19%	5.68	4.27	9.86	25	8	19%	5.68	4.27	9.86
150%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00	0	0	0%	0.00	0.00	0.00
200%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00	0	0	0%	0.00	0.00	0.00

解約払戻金の円換算額シミュレーション 2010年7月末～2020年7月末の1ケース





ご注意

●当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



豪ドル バランス(BI)型 据置期間20年

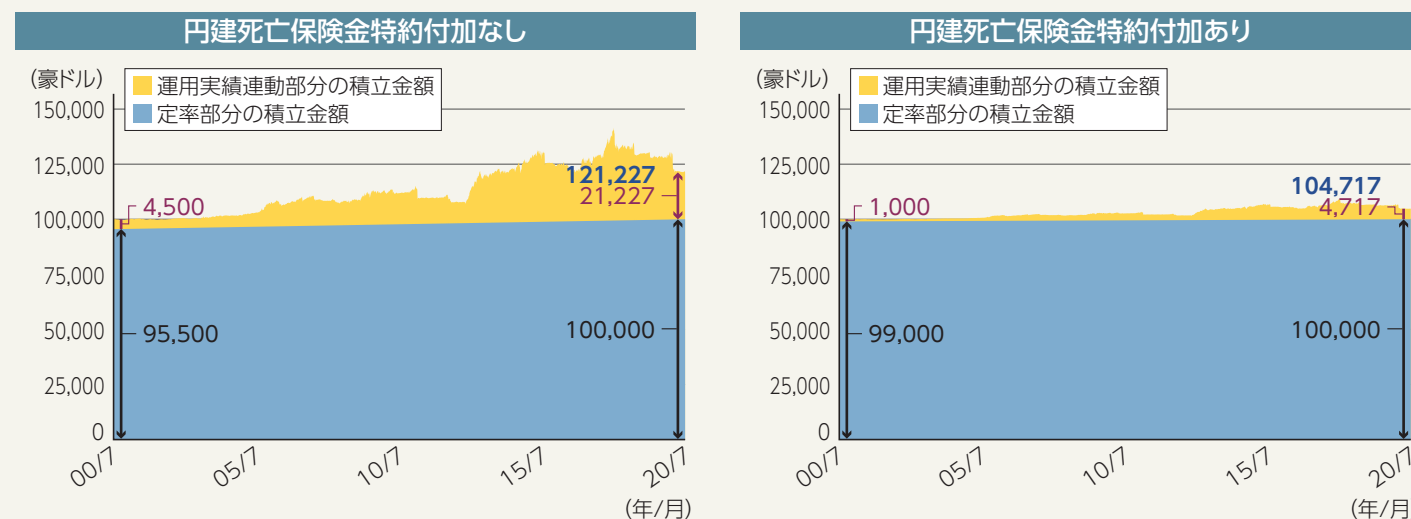


特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、[裏表紙](#)をご覧ください。

		円建死亡保険金特約付加なし	円建死亡保険金特約付加あり
前提条件	積立利率*	0.23%(全ケース固定)	0.05%(全ケース固定)
	運用実績連動部分の割合*	4.5%	1.0%
	定率部分の割合*	95.5%	99.0%
	一時払保険料	100,000豪ドル	
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前	

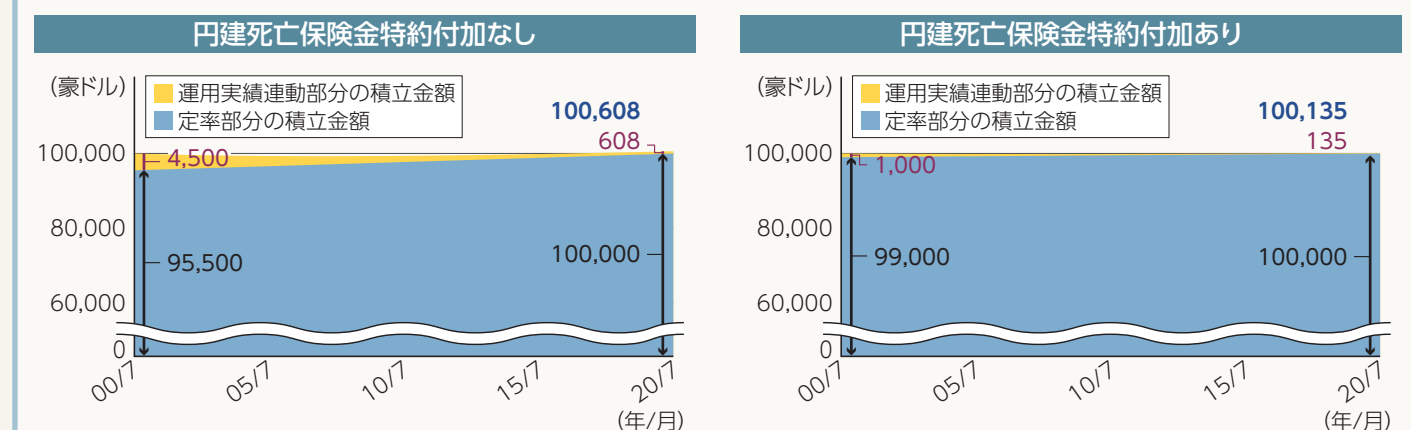
*2020年7月後半の豪国国債利回り(残存期間が20年程度)を参考に算出しています。
金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

積立金額シミュレーション 2000年7月末～2020年7月末の1ケース



参考 運用実績連動部分が毎年10%ずつ減り続けたと仮定した場合の積立金額の推移

参照 現在の積立利率にもとづく積立金額の推移については、「[例表または提案書](#)」をご覧ください。



ご注意

株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替レートの変動等によっては、運用実績連動部分の積立金額がゼロとなることもあります。参照 特別勘定の投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.37](#)」をご覧ください。



ご注意

年金原資を年金開始日の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があります。

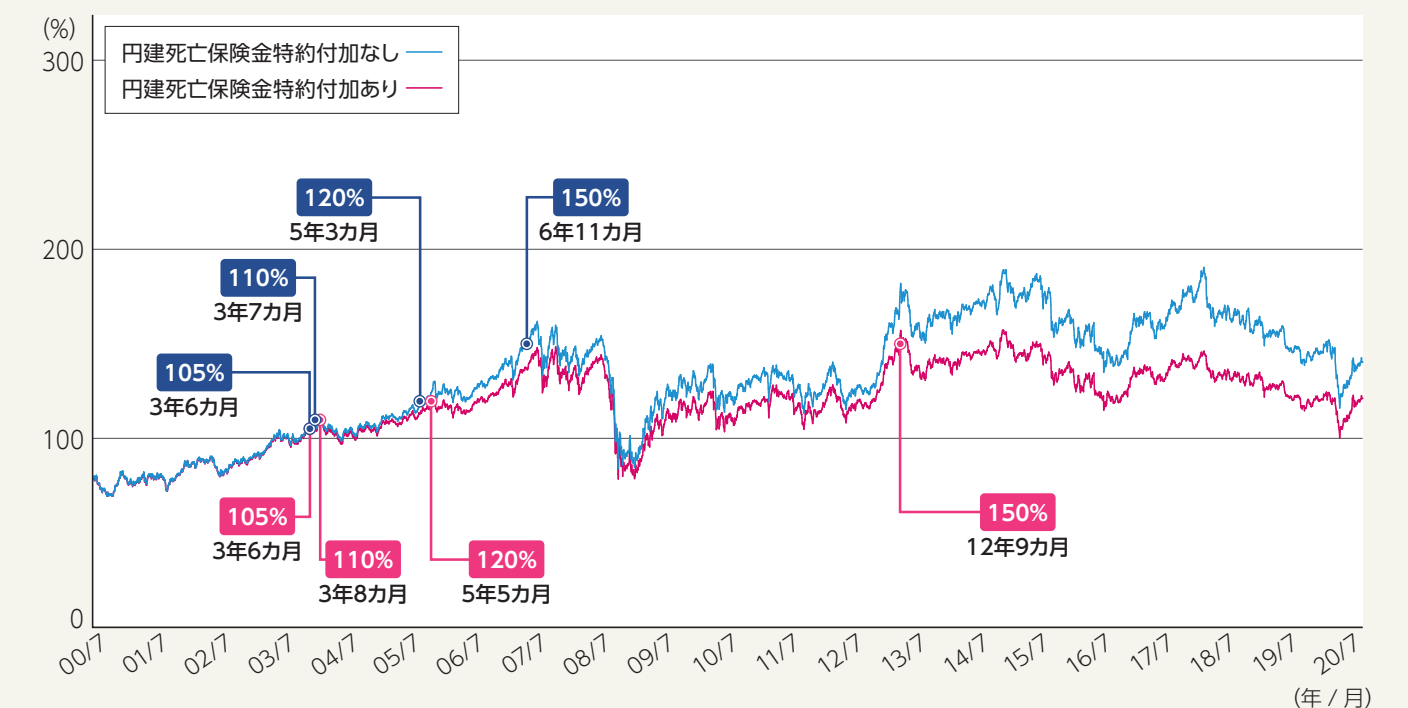
前提条件		「目標金額到達シミュレーション」「解約払戻金の円換算額シミュレーション」については、左記に加え以下の条件も考慮
前提条件	目標到達判定期間	契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日まで
	解約払戻金の円換算額	・解約払戻金は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差し引いて算出。 ・円換算に際し、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

目標金額到達シミュレーション

長期的な傾向のご確認 1992年6月末～2000年7月末までの各月末から運用開始し、20年間運用したと仮定した98ケース

目標値	円建死亡保険金特約付加なし						円建死亡保険金特約付加あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(98)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(98)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	98	51	100%	5.47	1.01	12.62	98	42	100%	6.78	1.01	16.03
110%	98	38	100%	6.46	1.01	13.00	97	27	98%	8.08	1.01	16.30
120%	98	20	100%	8.00	1.11	15.87	89	6	90%	10.74	1.34	16.54
150%	94	0	95%	12.61	6.84	19.82	40	0	40%	14.22	7.06	19.29
200%	40	0	40%	14.84	11.65	19.87	0	0	0%	0.00	0.00	0.00

解約払戻金の円換算額シミュレーション 2000年7月末～2020年7月末の1ケース





ご注意

●当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



豪ドル バランス (AB) 型 据置期間20年

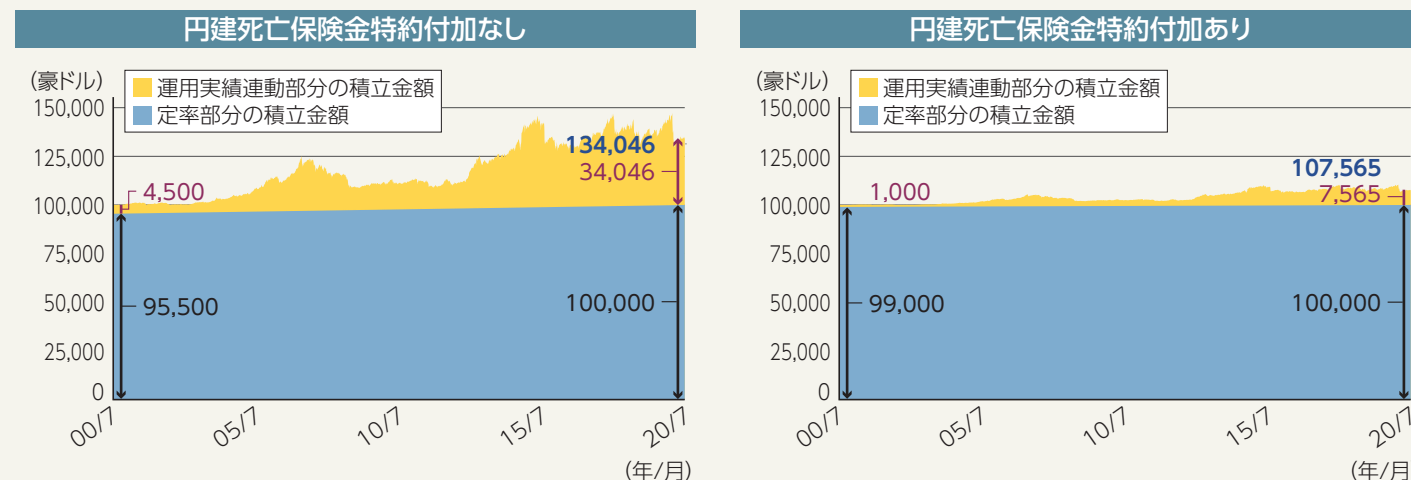


特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、[裏表紙](#)をご覧ください。

		円建死亡保険金特約付加なし	円建死亡保険金特約付加あり
前提条件	積立利率*	0.23% (全ケース固定)	0.05% (全ケース固定)
	運用実績連動部分の割合*	4.5%	1.0%
	定率部分の割合*	95.5%	99.0%
	一時払保険料	100,000豪ドル	
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前	
	運用実績連動部分の資産配分	新興国債券は1998年3月末、ヘッジ付先進国債券の一部は1999年3月末、ヘッジファンドの一部は1999年6月末から組入れて計算。	

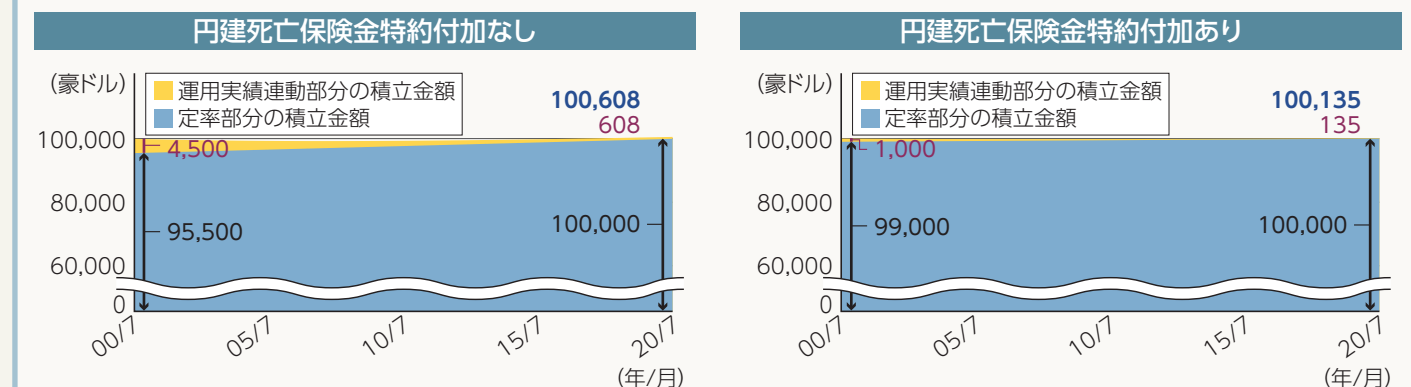
*2020年7月後半の豪国債利回り(残存期間が20年程度)を参考に算出しています。
金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

積立金額シミュレーション 2000年7月末～2020年7月末の1ケース



参考 運用実績連動部分が毎年10%ずつ減り続けたと仮定した場合の積立金額の推移

参照 現在の積立利率にもとづく積立金額の推移については、「[例表または提案書](#)」をご覧ください。



⚠ 株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替レートの変動等によっては、運用実績連動部分の積立金額がゼロとなることもあります。参照 特別勘定の投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.37](#)」をご覧ください。



ご注意

年金原資を年金開始日の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があります。

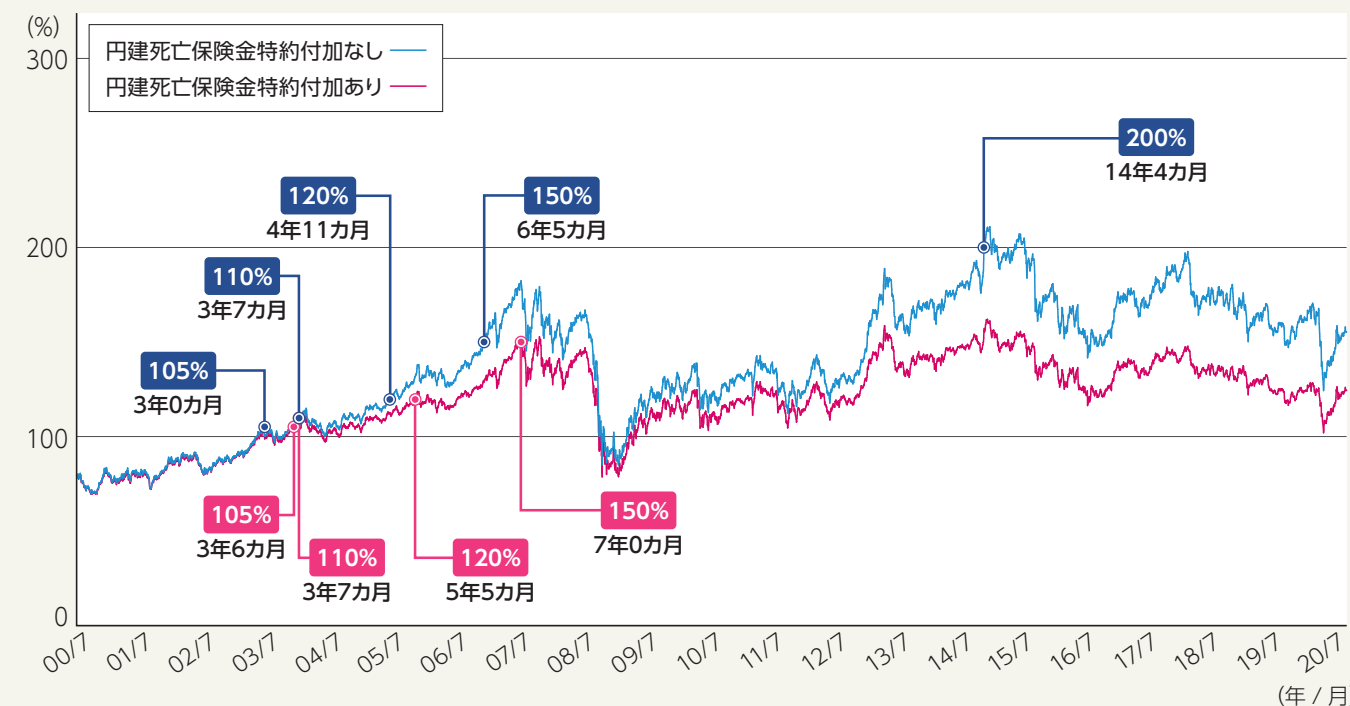
前提条件	「目標金額到達シミュレーション」「解約払戻金の円換算額シミュレーション」については、左記に加え以下の条件も考慮	
	目標到達判定期間	契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日まで
	解約払戻金の円換算額	・解約払戻金は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差し引いて算出。 ・円換算に際し、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

目標金額到達シミュレーション

長期的な傾向のご確認 1992年6月末～2000年7月末までの各月末から運用開始し、20年間運用したと仮定した98ケース

目標値	円建死亡保険金特約付加なし						円建死亡保険金特約付加あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(98)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(98)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	98	54	100%	5.21	1.01	12.96	98	43	100%	6.67	1.01	15.96
110%	98	44	100%	6.15	1.01	13.01	97	28	98%	7.92	1.01	17.64
120%	98	22	100%	7.87	1.01	13.31	92	6	93%	10.74	1.27	17.99
150%	97	2	98%	11.62	1.92	17.78	44	0	44%	12.79	6.95	19.29
200%	58	0	59%	13.89	10.42	18.62	4	0	4%	19.07	17.88	19.64

解約払戻金の円換算額シミュレーション 2000年7月末～2020年7月末の1ケース





ご注意

●当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



米ドル バランス (BI) 型 据置期間20年

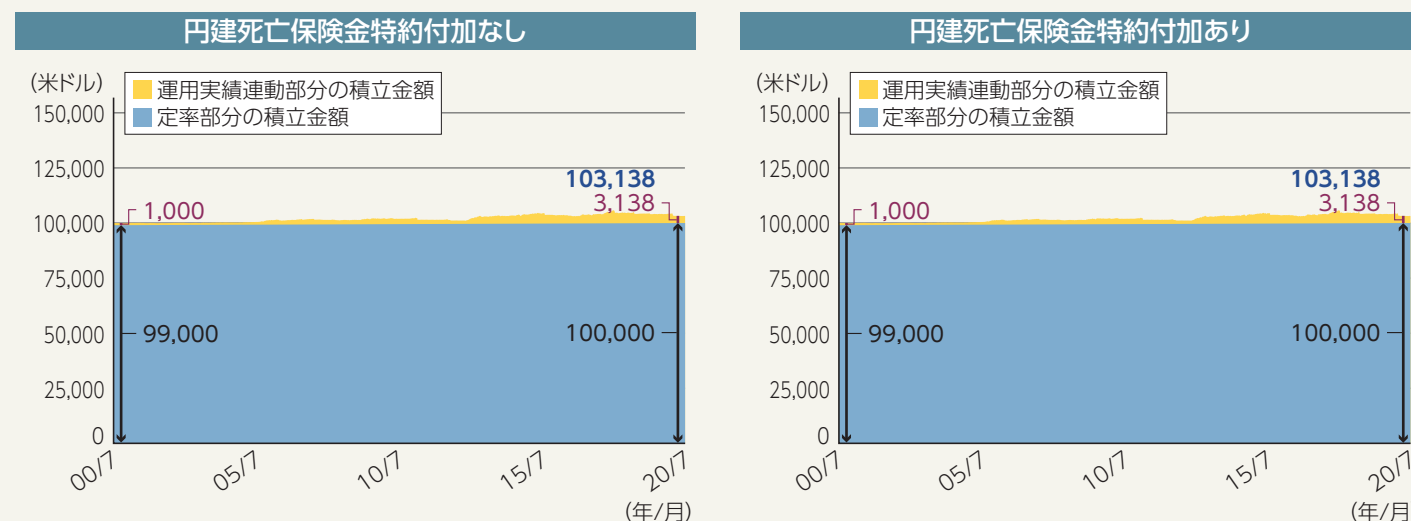


特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、[裏表紙](#)をご覧ください。

		円建死亡保険金特約付加なし	円建死亡保険金特約付加あり
前提条件	積立利率*	0.05% (全ケース固定)	0.05% (全ケース固定)
	運用実績連動部分の割合*	1.0%	1.0%
	定率部分の割合*	99.0%	99.0%
	一時払保険料	100,000米ドル	
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前	

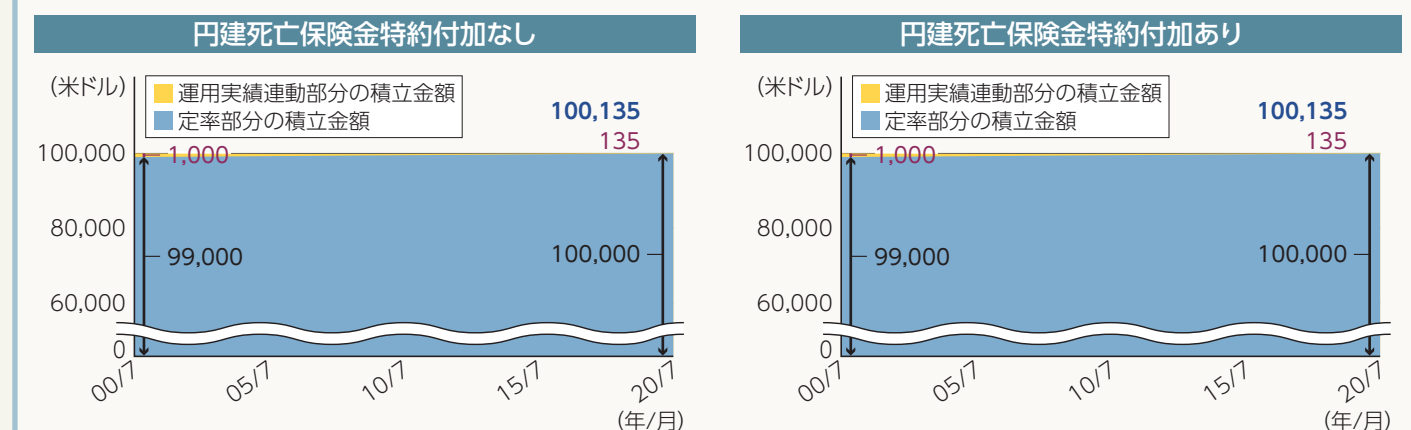
*2020年7月後半の米国国債利回り(残存期間が20年程度)を参考に算出しています。
金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

積立金額シミュレーション 2000年7月末～2020年7月末の1ケース



参考 運用実績連動部分が毎年10%ずつ減り続けたと仮定した場合の積立金額の推移

参照 現在の積立利率にもとづく積立金額の推移については、「[例表または提案書](#)」をご覧ください。



ご注意

株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替レートの変動等によっては、運用実績連動部分の積立金額がゼロとなることもあります。参照 特別勘定の投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.37](#)」をご覧ください。



ご注意

年金原資を年金開始日の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があります。

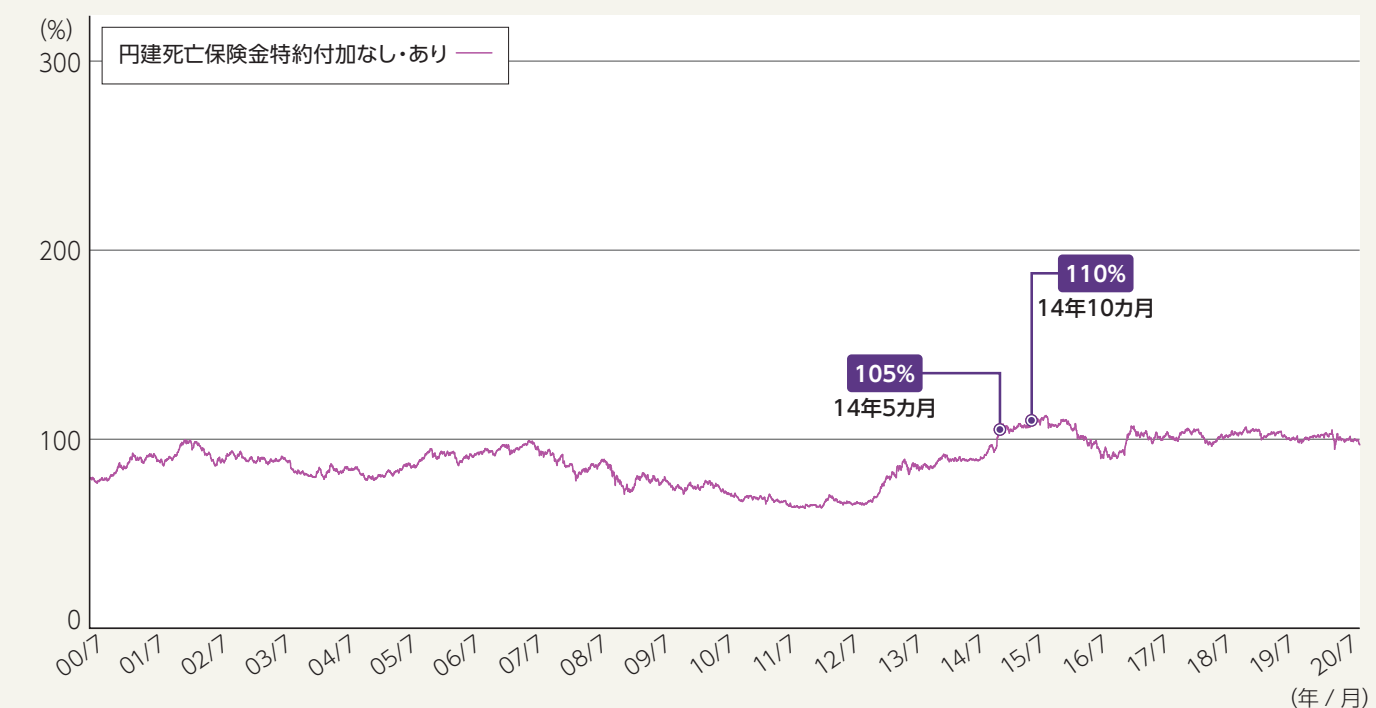
前提条件		「目標金額到達シミュレーション」「解約払戻金の円換算額シミュレーション」については、左記に加え以下の条件も考慮
前提条件	目標到達判定期間	契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日まで
	解約払戻金の円換算額	・解約払戻金は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差し引いて算出。 ・円換算に際し、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

目標金額到達シミュレーション

長期的な傾向のご確認 1992年6月末～2000年7月末までの各月末から運用開始し、20年間運用したと仮定した98ケース

目標値	円建死亡保険金特約付加なし						円建死亡保険金特約付加あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(98)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(98)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	77	47	78%	7.24	1.01	18.33	77	47	78%	7.24	1.01	18.33
110%	61	40	62%	7.13	1.34	18.21	61	40	62%	7.13	1.34	18.21
120%	39	24	39%	8.02	1.63	18.92	39	24	39%	8.02	1.63	18.92
150%	5	0	5%	19.49	19.37	19.69	5	0	5%	19.49	19.37	19.69
200%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00	0	0	0%	0.00	0.00	0.00

解約払戻金の円換算額シミュレーション 2000年7月末～2020年7月末の1ケース





ご注意

●当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづき、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



米ドル バランス (AB) 型 据置期間20年

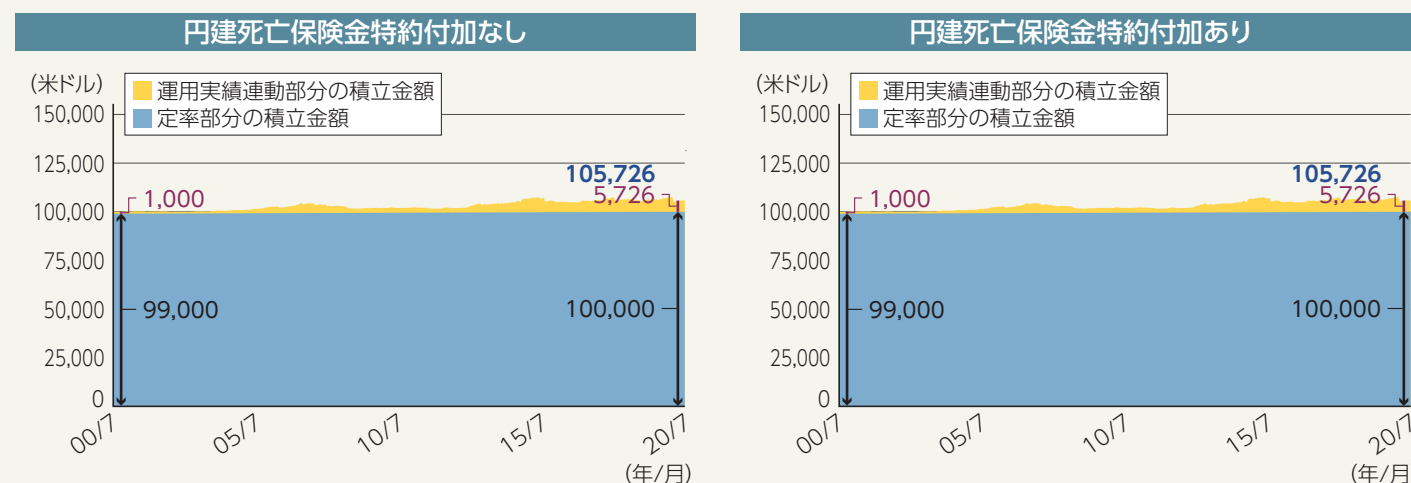


特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。詳しくは、[裏表紙](#)をご覧ください。

		円建死亡保険金特約付加なし	円建死亡保険金特約付加あり
前提条件	積立利率*	0.05% (全ケース固定)	0.05% (全ケース固定)
	運用実績連動部分の割合*	1.0%	1.0%
	定率部分の割合*	99.0%	99.0%
	一時払保険料	100,000米ドル	
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前	
	運用実績連動部分の資産配分	新興国債券は1998年3月末、ヘッジ付先進国債券の一部は1999年3月末、ヘッジファンドの一部は1999年6月末から組入れて計算。	

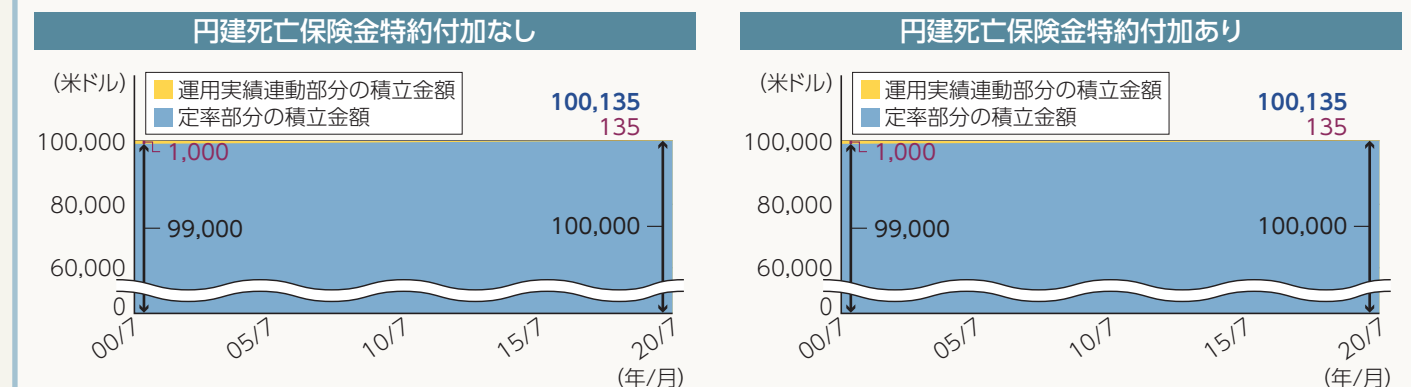
*2020年7月後半の米国国債利回り(残存期間が20年程度)を参考に算出しています。
金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

積立金額シミュレーション 2000年7月末～2020年7月末の1ケース



参考 運用実績連動部分が毎年10%ずつ減り続けたと仮定した場合の積立金額の推移

参照 現在の積立利率にもとづく積立金額の推移については、「[例表または提案書](#)」をご覧ください。



⚠ 株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替レートの変動等によっては、運用実績連動部分の積立金額がゼロとなることもあります。参照 特別勘定の投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.37](#)」をご覧ください。



ご注意

年金原資を年金開始日の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回る可能性があります。

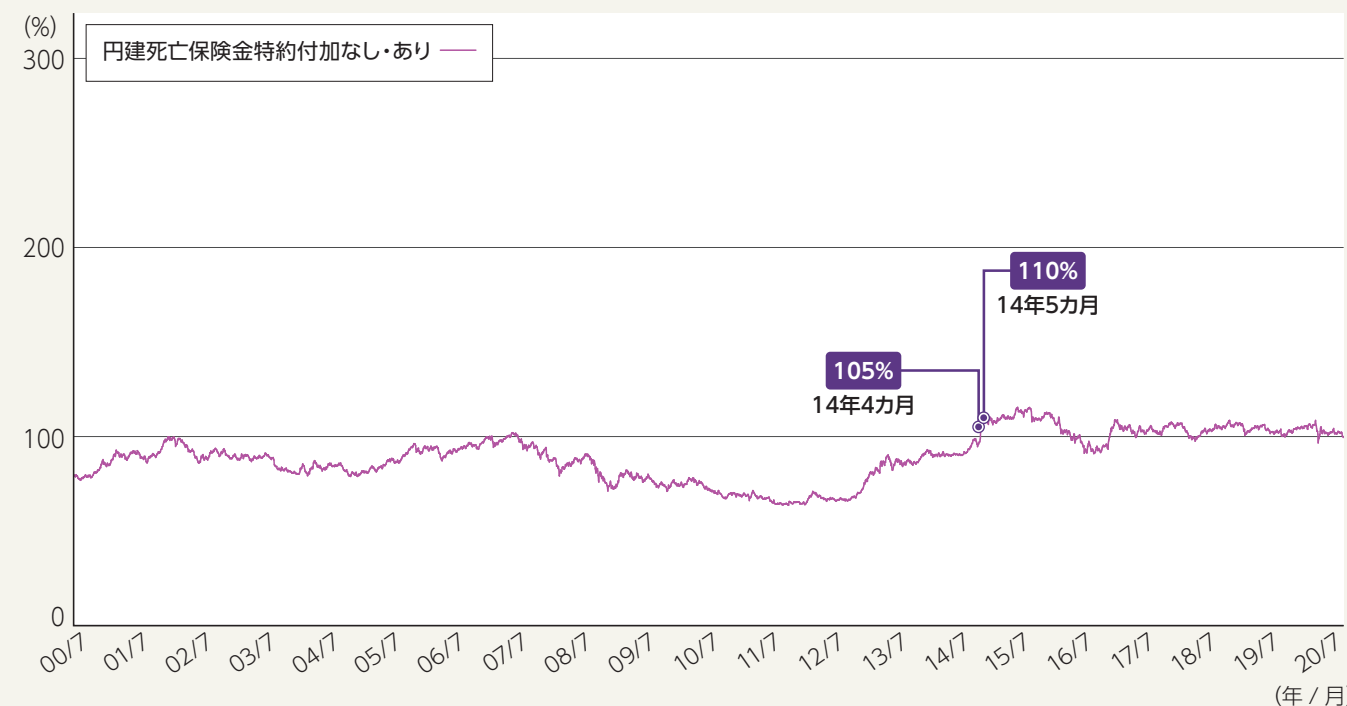
前提条件	「目標金額到達シミュレーション」「解約払戻金の円換算額シミュレーション」については、左記に加え以下の条件も考慮	
	目標到達判定期間	契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1カ月前の前日まで
	解約払戻金の円換算額	・解約払戻金は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差し引いて算出。 ・円換算に際し、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

目標金額到達シミュレーション

長期的な傾向のご確認 1992年6月末～2000年7月末までの各月末から運用開始し、20年間運用したと仮定した98ケース

目標値	円建死亡保険金特約付加なし						円建死亡保険金特約付加あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(98)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(98)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	82	46	83%	7.39	1.01	18.17	82	46	83%	7.39	1.01	18.17
110%	70	40	71%	8.21	1.34	18.27	70	40	71%	8.21	1.34	18.27
120%	45	21	45%	9.96	1.61	18.82	45	21	45%	9.96	1.61	18.82
150%	5	0	5%	14.76	11.57	19.62	5	0	5%	14.76	11.57	19.62
200%	0	0	0%	0.00	0.00	0.00	0	0	0%	0.00	0.00	0.00

解約払戻金の円換算額シミュレーション 2000年7月末～2020年7月末の1ケース



契約概要



契約概要について

この「契約概要」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項、および資産運用に関する事項は、概要や代表例を示しています。
お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「[ご契約のしおり—約款](#)」に、資産運用に関する事項の詳細につきましては「[特別勘定のしおり](#)」に、それぞれ記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社の名称および住所・連絡先

●引受保険会社 日本生命保険相互会社

●本店住所 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

●生命保険に関するご要望・苦情等につきましては
〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料) [受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ

<https://www.nissay.co.jp>

2 保険のしくみ

- **名称** ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険(米ドル建・豪ドル建)
- **特徴** この保険は、通貨および据置期間に応じて定める各国国債の利回り等をもとに積立利率を定め、その積立利率をもとに、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、それぞれの積立金額にもとづき、年金開始日に年金額を定める指定通貨建の変額年金保険であり、以下の特徴があります。
 - 通貨の種類は、米ドル・豪ドルの中から、ご契約時に1つ指定いただきます。指定した通貨を指定通貨といい、この保険にかかる金銭の授受は、原則、指定通貨にて行います。
※ご契約後、指定通貨を変更することはできません。
 - 定率部分は、据置期間中、責任開始の日の積立利率を適用し、その部分の据置期間満了日の積立金額が、ご契約時に確定する部分をいいます。定率部分の積立金額は、定率部分の基本保険金額と同額に、責任開始の日における積立利率を適用して、経過した年月日数により計算します。

- 運用実績連動部分は、据置期間中、特別勘定で運用し、その特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。運用実績連動部分の積立金額は、運用実績連動部分の基本保険金額と同額を、特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まります。特別勘定は、「バランス(BI)型」「バランス(AB)型」の2種類から1つを選択いただけます。
※ご契約後、特別勘定を変更することはできません。
- 積立金額は、定率部分の積立金額と運用実績連動部分の積立金額の合計額です。
- 年金原資や死亡保険金額は基本保険金額(一時払保険料)が指定通貨建で最低保証されています。
- 目標値を指定することで、契約日から1年を経過した日から年金開始日の1カ月前の前日までの間に、解約払戻金の円換算額が目標金額(判定基準金額に目標値を乗じた金額)以上になった場合、自動的に定額円建年金保険へ変更します。
- 定額円建年金保険へ変更後は、定率部分と運用実績連動部分に分けての運用を行わず、積立金額は変更日の解約払戻金の円換算額にもとづき、変更日における日本生命所定の利率*によって計算された金額となり、年金開始日の前日まで積立てます。
*金利水準等をもとに決定します。

- この保険の運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。特別勘定は、国内外の株式、債券等を実質的に投資対象とするため、株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替の変動等により、特別勘定資産が減少することがあります。その結果、運用実績連動部分の積立金額が減少することで、**年金額や死亡保険金額、解約払戻金額が、運用実績連動部分の積立金額がご契約時から増減しなかったものと仮定した場合に計算される年金額、死亡保険金額、解約払戻金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。また、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。**
- この保険では、指定通貨および据置期間に応じて定める各国国債等を中心に運用することで定率部分の積立金額を増加させますが、一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。そのため解約払戻金額を計算する際、その時の市場金利に応じて計算される定率部分の運用資産の時価と、解約払戻金計算基準日の定率部分の積立金額との乖離を調整します。(市場金利調整といいます。)その結果、**解約払戻金計算基準日の市場金利により、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額が、定率部分の積立金額を下回ることがあります。**
- この保険の解約払戻金額は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、特別勘定の運用実績にもとづき日々増減する運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差引いた金額となります。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**
- 為替レートは日々変動していますので、**年金、死亡保険金、解約払戻金等をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や年金、死亡保険金、解約払戻金等の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 この保険のイメージ図は、「[商品パンフレット P.3～4, 7～8](#)」をご覧ください。

参照 定率部分と運用実績連動部分の基本保険金額の詳細は、「[注意喚起情報 P.50](#)」をご覧ください。

参照 特別勘定の概要と投資リスクについては、「[契約概要 P.36～37](#)」をご覧ください。

3 保障内容

年金	年金開始日を迎えられた場合には、年金原資(年金開始日の前日における積立金額)にもとづき、年金開始日における予定利率等*1によって計算される年金額をお支払いします。 ご契約時に設定いただく支払方法は5年確定年金ですが、年金開始時に10年・15年確定年金に変更することができます。*2*3 年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合は、将来の年金の現価に相当する金額(死亡一時金*4)を年金受取人*5にお支払いします。 *1 金利水準等をもとに決定します。 *2 変更できる支払期間は、変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。 *3 年金支払期間を変更される場合、変更後の年金額が、指定通貨が米ドルの場合2,500米ドル、豪ドルの場合2,500豪ドル未満となる変更はお取り扱いできません。(円支払特約を付加して円で受取る場合においても、円換算前の指定通貨建の年金額で判定します。)なお、定額円建年金保険へ変更後に年金支払期間を変更される場合、変更後の年金額が12万円未満となる変更はお取り扱いできません。 *4 死亡一時金の支払方法については、一時金でのお支払いに代えて、継続して年金でお支払いすることもできます。 *5 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。 ※ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。 参照 詳細は、「注意喚起情報 P.50」をご覧ください。 ※定額円建年金保険へ変更後の年金額は、年金原資(年金開始日の前日における積立金額)にもとづき、変更日における予定利率等*1によって計算されます。
死亡保険金	据置期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金額(死亡日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)をお支払いします。 ※定額円建年金保険へ変更後の死亡保険金額は、死亡日における積立金額と同額となります。 〔死亡保険金をお支払いできない場合〕 例えば、責任開始の日から3年以内の自殺の場合やご契約者・死亡保険金受取人の故意により死亡保険金のお支払事由に該当した場合には、お支払いできません。 参照 その他の事例についての詳細は、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

※年金原資の数値等の詳細は、「[例表または提案書](#)」をご確認ください。

4 付加できる特約

円入金特約

- 一時払保険料を円でお払込みいただける特約です。
 - 円でお払込みいただいた金額(円払込金額)を、日本生命が円払込金額を受領する日*1における所定の為替レートを適用して指定通貨に換算し、その換算額を基本保険金額として定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。
- *1 適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
- ※この特約を付加せずに保険料をお払込みいただき、クーリング・オフを行った場合、お払込みいただいた通貨でお返しします。
- 参照 詳細は、「[注意喚起情報 P.45](#)」をご確認ください。

円支払特約

- 年金、死亡保険金、解約払戻金等を、円で受取ることができる特約です。
- 年金、死亡保険金、解約払戻金等の円換算にあたっては、下表の適用日における日本生命所定の為替レートを適用します。

項目	為替レート適用日*1
年金*2	年金開始日または日本生命が所定の書類を受付けた日のいずれか遅い日
年金の一括支払金	
死亡保険金	日本生命が所定の書類を受付けた日
死亡一時金	
解約払戻金	解約払戻金計算基準日*3

※お支払事由発生時または解約のお申し出時から上記の為替レート適用日までの期間における為替レートの変動リスクについては、ご契約者または受取人に帰属します。

- *2 年金額は、年金原資(年金開始日の前日における積立金額)を円換算した金額にもとづき、年金開始日における予定利率等によって計算されます。
- 第2回目以降の年金や死亡一時金等、特約付加後のお支払いは全て円にて行います。
- なお、年金支払期間中に通貨を変更して年金を受取ることとはできません。
- 例えば、年金開始時に円支払特約を付加せず、年金を指定通貨で受取り、その後の年金について円でのお受取りをご希望される場合は、年金の一括支払の方法をご利用のうえ、円支払特約を付加してお受取りいただく必要があります。
- *3 解約に関する必要書類がニッセイダイレクト事務センターに到達した日をいいます。

円建死亡保険金特約 P.11 参照

- 据置期間中に被保険者が亡くなられた場合、基本保険金額(一時払保険料)の円換算額(円入金特約を付加した場合は、円払込金額)を死亡保険金として最低保証することができる特約です。
- ※この特約は、ご契約時のみ付加できます。ただし、ご契約時に日本生命が取扱っている場合に限りです。
- ※被保険者の契約日の満年齢が70歳以下(据置期間20年を選択される場合は60歳以下)の場合に、この特約を付加することができます。
- 参照 契約日の詳細は、「[注意喚起情報 P.47](#)」をご覧ください。
- ※途中付加やこの特約のみの解約はお取り扱いできません。
- ※この特約を付加する場合、積立利率を定める際に、円建の死亡保険金を最低保証するための費用をあらかじめ控除するため、付加しない場合に比べて積立利率が低くなり、運用実績運動部分の基本保険金額が小さくなります。
- 参照 詳細は、「[注意喚起情報 P.41、50](#)」をご覧ください。
- ※据置期間中に定額円建年金保険へ変更された場合や、年金開始日を迎えられた場合には、この特約は消滅します。

- 死亡保険金は、以下の①②のいずれか大きい金額を円でお支払いします。

① 被保険者の亡くなられた日における以下のいずれか大きい金額で、必要書類を日本生命が受付けた日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)で円換算した金額	② 以下のいずれかの金額
基本保険金額 積立金額 解約払戻金額	<指定通貨で入金する場合> 基本保険金額 (一時払保険料) × 日本生命に着金した日 (責任開始の日)*1の 日本生命所定の為替レート (TTM+50銭) <円入金特約を付加して円で入金する場合> 円払込金額

※お支払事由発生時から日本生命が所定の書類を受付けるまでの期間における為替レートの変動リスクについては、死亡保険金受取人に帰属します。

※この特約を付加した場合、死亡保険金を指定通貨で受取ることができません。

参照 「円入金特約」「円支払特約」「円建死亡保険金特約」にかかる日本生命所定の為替レートについては、「[注意喚起情報 P.42](#)」をご覧ください。

参照 「円入金特約」「円支払特約」「円建死亡保険金特約」の詳細は、「[ご契約のしおりー約款](#)」をご覧ください。

第1回年金支払基準日の変更に関する特約(繰延べ) P.9 参照

- 年金開始のお手続きの際に、第1回年金支払基準日を所定の範囲内で最長5年間、繰延べることができる特約です。
- ※特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合や、据置期間中に定額円建年金保険へ変更された場合は、この特約を付加することはできません。
- ※被保険者の年齢によっては、繰延べることができる年数が制限されることや、繰延べできないことがあります。
- (繰延べ後の第1回年金支払基準日における被保険者の年齢が90歳以下である必要があります。)
- ※繰延べは、1回に限りお取扱います。また、この特約のみの解約はできません。
- 繰延べ後の第1回年金支払基準日は、年金開始日以後の5回目までの毎年の応当日から指定いただきます。
- ※繰延べた場合、「年金開始日」と「第1回年金支払基準日」は同一日ではなくなります。
- 繰延べ後は、定率部分と運用実績運動部分に分けての運用を行わず、年金開始日の前日における積立金額にもとづき、年金開始日における日本生命所定の利率*4により積立てます。(積立てられる金額を責任準備金額といいます。)
- 年金開始日から繰延べ後の第1回年金支払基準日の前日までに被保険者が死亡した場合またはご契約を解約した場合は、それぞれ以下のとおり年金受取人にお支払いします。
- | | |
|-------------|---|
| 被保険者が死亡したとき | 死亡日における責任準備金 |
| ご契約を解約したとき | 解約払戻金計算基準日*5における責任準備金
※市場金利調整を適用せず、解約控除額を差引きません。 |
- 繰延べ後の第1回年金支払基準日を迎えられた場合には、その日の前日における責任準備金額にもとづき、年金開始日における予定利率等*4によって計算される年金額をお支払いします。

次ページへ続く ➡

〔繰延期間中の定額円建年金保険への変更について〕

- 年金受取人は、「目標値*6」をあらかじめ指定しておくことで、年金開始日から繰延べ後の第1回年金支払基準日の1カ月前の前日までの間、「責任準備金の円換算額*7」が「目標金額」に到達した日に、ご契約を定額円建年金保険へ自動変更させることができます。

※据置期間中にご契約者が目標値を指定された場合で、年金開始日に年金受取人から目標値の変更または取消のお申し出がないときは、据置期間中の目標値を継続して適用します。

※定額円建年金保険への変更前かつ、年金開始日から繰延べ後の第1回年金支払基準日の1カ月前の前日までであればいつでも、年金受取人は目標値の指定・変更・取消をすることができます。

- 目標金額到達の判定は、年金開始日から繰延べ後の第1回年金支払基準日の1カ月前の前日まで、毎営業日行います。*8
- 判定日における責任準備金の円換算額*7が目標金額に到達した場合、自動的に定額円建年金保険へ変更します。
- 定額円建年金保険へ変更後の責任準備金額は、変更日の責任準備金の円換算額にもとづき、変更日における日本生命所定の利率*4によって計算された金額となり、繰延べ後の第1回年金支払基準日の前日まで積立てます。
- 繰延べ後の第1回年金支払基準日を迎えられた場合には、その日の前日における責任準備金額にもとづき、変更日における予定利率等*4によって計算される年金額をお支払いします。

*4 金利水準等をもとに決定します。

*5 解約に関する必要書類がニッセイダイレクト事務センターに到達した日をいいます。

*6 100～200%の間から指定することができます。

*7 責任準備金の円換算額は、以下のとおり計算します。

責任準備金の円換算額＝判定日における責任準備金額（指定通貨建）×判定日における日本生命所定の為替レート

*8 繰延べを選択した場合でも、年金開始日の1カ月前から年金開始日の前日まで、目標金額到達の判定は行いません。

【参照】「第1回年金支払基準日の変更に関する特約」の詳細は、「[ご契約のしおりー約款](#)」をご覧ください。

5 解約払戻金

- この保険の解約払戻金額は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、特別勘定の運用実績にもとづき日々増減する運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差引いた金額となります。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

【参照】上記に加え、為替レートの影響を受けます。詳細は、「[注意喚起情報 P.51](#)」をご覧ください。

※据置期間中に定額円建年金保険へ変更され、変更後に解約する場合は、解約払戻金計算基準日における積立金額と同額をお支払いします。（市場金利調整を適用せず、解約控除額を差引きません。また、為替レートの影響も受けません。）

- この保険は、基本保険金額の減額をお取り扱いしていません。

【参照】詳細は、「[注意喚起情報 P.48](#)」をご覧ください。

6 特別勘定の概要および投資リスク

- 選択できる特別勘定、および主な投資対象となる投資信託は以下のとおりです。

特別勘定の名称	バランス(BI)型 MT-US	バランス(BI)型 MT-AU	バランス(AB)型 MT-US	バランス(AB)型 MT-AU
運用方針	外国投資信託証券への投資を通じて、日本を含む先進国の株式、債券を実質的な主要投資対象*1*2とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。		外国投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券ならびに不動産投資信託証券、商品(コモディティ)、およびヘッジファンド等のオルタナティブ資産を実質的な主要投資対象*1*2とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。	
指定通貨	米ドル	豪ドル	米ドル	豪ドル
主な投資対象となる投資信託の名称	ラップ型ファンド(BI) (米ドル)VA (適格機関投資家限定)	ラップ型ファンド(BI) (豪ドル)VA (適格機関投資家限定)	ラップ型ファンド(AB) (米ドル)VA (適格機関投資家限定)	ラップ型ファンド(AB) (豪ドル)VA (適格機関投資家限定)
信託報酬率	年率0.319%(税込) 実質年率0.539%～0.629%(税込)			
運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社(外国投資信託の運用は、モルガン・スタンレーグループ傘下の運用会社であるファンド・ロジック・エス・エー・エスが担当します。)			

*1 実質的な短期金融資産・現金等を含む場合があります。

*2 外国投資信託証券において、ラップ戦略指数を対象とする金融派生商品の取引を通じて投資します。
ラップ戦略指数とは、三菱UFJ信託銀行株式会社の投資助言にもとづく各資産の組入比率をもとにレバレッジ取引を利用して算出される指数であり、指定通貨および「バランス(BI)型」「バランス(AB)型」ごとに異なります。

【参照】信託報酬率についての詳細は、「[注意喚起情報 P.40](#)」をご覧ください。

- 資産クラスに応じた各投資信託の実質的な主要投資対象は以下のとおりです。

		ラップ型ファンド(BI) (米ドル／豪ドル) VA (適格機関投資家限定)	ラップ型ファンド(AB) (米ドル／豪ドル) VA (適格機関投資家限定)
資 産 ク ラ ス	国内株式		日本株式先物ローリング指数
	先進国株式(日本除く)		外国株式先物ローリング指数
	ヘッジ付先進国株式 (日本除く)		投資を行いません 外国株式先物ローリング指数(ヘッジ付)
	新興国株式		投資を行いません エマージング・マーケット先物ローリング指数
	国内債券		日本国債先物ローリング指数
	先進国債券(日本除く)		投資を行いません 外国国債先物ローリング指数
	ヘッジ付先進国債券 (日本除く)		外国国債先物ローリング指数(ヘッジ付) 投資適格社債ETF指数(ヘッジ付)
	新興国債券		投資を行いません エマージング・マーケット債券ETF指数
	オルタナ ティブ	REIT	投資を行いません J-REIT指数 米国REIT ETF指数
コモ ディティ		投資を行いません コモディティETFバスケット指数	
ヘッジ ファンド		投資を行いません ジャパンプラス指数 ヘッジファンド複製指数	

※上記以外に、実質的な短期金融資産・現金等を組入れることがあります。

※法令や規制方針等の変更等により、やむを得ず投資対象を変更することがあります。

次ページへ続く➡

●運用実績連動部分の主な投資リスクは以下のとおりです。

価格変動リスク	有価証券等の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	金利水準の変動により、資産価値が減少することがあります。 ※一般に、国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に、市場金利が低くなると増加します。
為替リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	有価証券等の発行体や金融派生商品の取引の相手方等の経営・財務状況の悪化により、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱することにより、資産価値が減少することがあります。

●特別勘定資産の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外の資産については原価法によるものとします。ただし、資産評価の方法については、今後変更することがあります。詳しくは「[ご契約のしおり—約款](#)」をご確認ください。

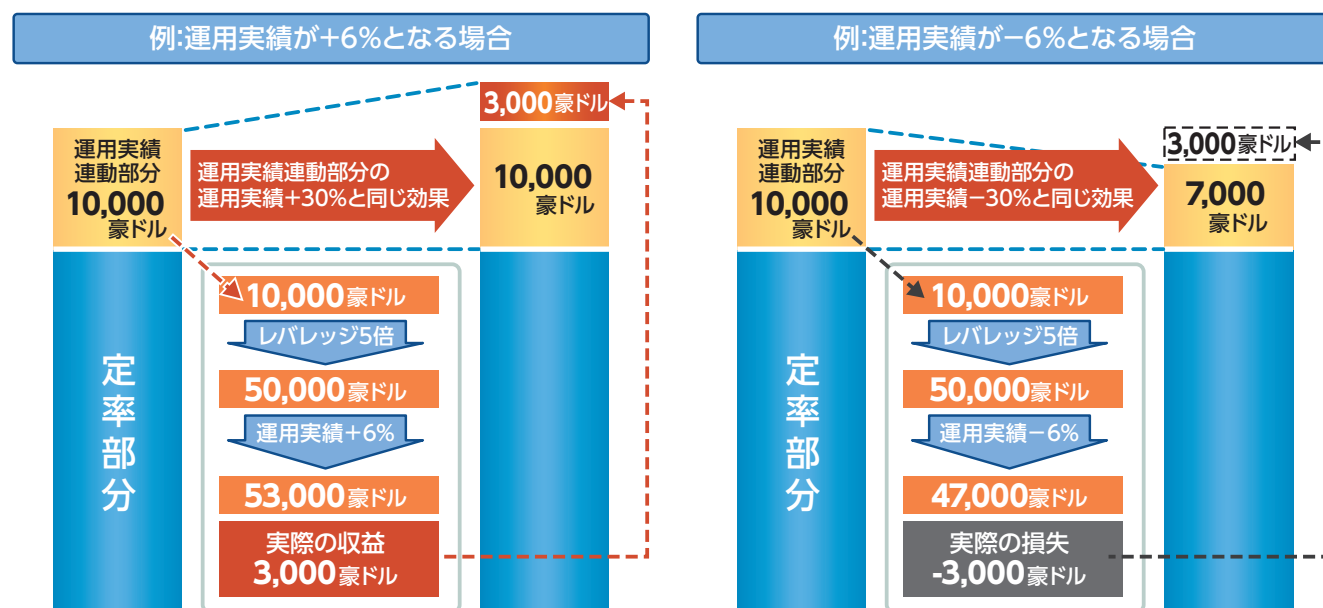
●各投資信託の投資対象である外国投資信託において、実際の運用金額より大きな金額で運用することで収益の獲得をめざすレバレッジ取引^{*3}を行います。その際の実質的な運用金額は、ボラティリティ^{*4}が年率20%程度になるよう、実際の運用金額の最大約5倍^{*5}まで日々見直しを行います。

^{*3} レバレッジとは槌子(てこ)を意味し、少額の資金で大きな収益の獲得をめざす取引手法のことです。

^{*4} 資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。

^{*5} マーケットの値動きが大きい場合は倍率を下げ、小さい場合は倍率を上げることで、リスクコントロールをします。

<レバレッジ取引のイメージ(運用金額を5倍にした場合)> ※諸費用や税金は考慮しておりません。



レバレッジ取引を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、**大きな損失となることもあり、運用実績連動部分の積立金額がゼロになる可能性があります。(ゼロが下限となります。)**
また、ゼロにならなくとも、レバレッジ取引により大きな損失となることで、運用環境が下落前の水準に回復している場合でも、運用実績連動部分の積立金額が下落前の水準まで回復しなかったり、回復が遅れたりすることがあります。

参照 契約概要に記載の特別勘定に関する事項は概要を示しています。特別勘定の運用や投資リスクの詳細については、「[特別勘定のしおり](#)」をご覧ください。

7 為替リスク

●為替レートは日々変動していますので、**年金、死亡保険金、解約払戻金等をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や年金、死亡保険金、解約払戻金等の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 詳細は、「[注意喚起情報 P.51](#)」をご覧ください。

8 お客さまにご負担いただく諸費用等

参照 詳細は、「[注意喚起情報 P.40～42](#)」をご覧ください。

9 ご契約の引受条件(2021年1月現在)

ご契約時の年齢範囲 (契約日 ^{*1} の満年齢)		被保険者	
10年	据置期間	75歳以下(円建死亡保険金特約を付加する場合、70歳以下)	
	20年	70歳以下(円建死亡保険金特約を付加する場合、60歳以下)	
年金受取人		契約者本人 ^{*2}	
年齢範囲	据置期間		
	10年	0～75歳	
	20年	0～70歳	
指定代理請求人		年金受取人が被保険者の場合、ご契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定できます。	
代理請求できる場合		年金受取人が年金を請求できない以下の事情があるとき、代理請求できます。 ・年金の請求を行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合 ・その他年金を請求できない特別な事情があると日本生命が認めた場合	
指定代理請求人の範囲		以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 (1)被保険者と以下の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記のほか、被保険者と以下の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人または後継年金受取人 (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、年金の請求時においても、この範囲内であることを要します。	
死亡保険金受取人		被保険者から見た続柄が配偶者または3親等内の親族	
基本保険金額 (一時払保険料)		指定通貨で入金する場合	円入金特約を付加して円で入金する場合
ご契約時	最低	1万米ドル(1,000米ドル単位) 1万豪ドル(1,000豪ドル単位)	100万円(10万円単位)
	最高	7億円(円換算) ^{*3}	
ご契約後の変更		増額および減額は、お取り扱いできません。	
保険料払込方法		一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)	
配当金		なし	
年金の種類等	ご契約時	5年確定年金	
	年金開始日の前日の変更	5年・10年・15年確定年金 ^{*4}	

^{*1} 契約日の詳細は、「[注意喚起情報 P.47](#)」をご覧ください。

^{*2} 据置期間中は被保険者に変更可能

^{*3} ほかに被保険者を同一とするニッセイ投資型年金、ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険のご契約がある場合には、その(基準)基本給付金額と基本保険金額を円換算した金額を合算して7億円超は加入できません。
なお、円換算レートについては、契約日が属する年度における日本生命所定の通算為替レートを用います。

^{*4} 変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

※ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

※この保険は通貨および据置期間に応じて定める各国国債の利回り等によっては、お取り扱いできないことがあります。
(通貨、据置期間および円建死亡保険金特約の付加有無によって、停止条件が異なります。)

※上記内容は通貨・金利環境等により、将来変更することがあります。

一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に契約申込書にてご確認ください。

注意喚起情報について

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
 - 特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
 - 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。

「特にご注意いただきたい事項」		記載ページ
 ご注意	お客さまにご負担いただく諸費用等をご確認ください。	P.40～42
 ご注意	特別勘定の運用実績によって、損失が生じることがあります。	P.43
 ご注意	解約時の市場金利等によって、損失が生じることがあります。	P.43
 ご注意	為替レートの変動によって、損失が生じることがあります。	P.44
1	クーリング・オフ制度 ▶ 制度の利用期間には制限があります。	P.45
2	告知義務等の内容	P.46
3	責任開始(保障の開始)と特別勘定による運用開始および契約日	P.47
4	死亡保険金等をお支払いできない場合	P.47
5	解約と解約払戻金 ▶ 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	P.48
6	生命保険会社が経営破綻した場合等	P.49
7	預金ではないこと ▶ この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。	P.49
8	無配当であり、社員とはならないこと	P.49
9	現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合	P.49
10	適用される積立利率と定率部分・運用実績連動部分の基本保険金額等	P.50
11	特別勘定	P.51
12	為替リスク	P.51
13	税金の取扱い	P.52
14	ご相談・ご照会・苦情のお問合せ先	P.54
15	死亡保険金等のご請求	P.54

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「[ご契約のしおり](#)」に、資産運用に関する事項の詳細は「[特別勘定のしおり](#)」に、それぞれ記載しておりますので、あわせてご確認ください。



お客さまにご負担いただく諸費用等をご確認ください。

この保険のお客さまにご負担いただく諸費用等は、年金開始日前は、「①定率部分にかかる費用」と「②運用実績連動部分にかかる費用」、年金開始日以後は、「⑧年金支払期間中の費用」となります。このほかに記載の費用等は、特定のお客さまにご負担いただく費用です。

■年金開始日前

①定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨建で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費といいます。)であり、積立利率を定める際に、あらかじめ保険契約関係費率等を控除しております。現在の積立利率につきましては、「[例表または提案書](#)」をご確認ください。

②運用実績連動部分にかかる費用

項目	概要	費用	時期
保険契約関係費	ご契約の締結・維持等に必要 な費用ならびに死亡保険金 を指定通貨建で最低保証す るための費用等です。	特別勘定資産の総額に対し て年率1.85%	左記の年率の1／365を特別 勘定資産の総額から毎日控 除します。
資産運用関係費 ^{*1}	特別勘定の運用にかかわる費用 であり、投資対象となる投資信 託の信託報酬等が含まれます。	信託報酬は、投資信託の純資産 総額に対して年率0.319%(税込) 実質年率0.539%～0.629%(税込) ^{*2}	左記の年率の1／365を投資 信託の信託財産から毎日控除 します。

^{*1} 上記信託報酬のほか、投資信託にかかる諸費用等として、外国投資信託証券が投資対象とする金融派生商品の取引にかかわる費用、監査費用、信託事務の諸費用および消費税等を間接的にご負担いただきます。

●金融派生商品の取引にかかわる費用

- (1) ラップ戦略指数の助言報酬ならびにレバレッジ取引等にかかる費用
＜バランス(BI)型＞ラップ戦略指数に対して年率1.05%～5.25%程度
＜バランス(AB)型＞ラップ戦略指数に対して年率0.95%～4.75%程度
(レバレッジ取引の倍率に応じて変動します。)
- (2) ラップ戦略指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等
実質的に有価証券等を売買・保有することに伴う費用であり、これらの費用は運用状況により変動し、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、表示することができません。

●監査費用・信託事務の諸費用

費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、表示することができません。

^{*2} 特別勘定の投資対象となる各投資信託は、外国投資信託証券を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ」であるため、ファンド・オブ・ファンズ自身の信託報酬(年率0.319%(税込))と、主要な投資対象である各外国投資信託証券の信託報酬を合計した実質的な信託報酬率を実質年率として記載しています。なお、投資対象となる外国投資信託証券の信託報酬は当該外国投資信託証券の純資産総額に対して0.22%～0.31%の間で変動するため、実質的な信託報酬率は純資産総額に対して0.539%～0.629%(税込)となります。

【参照】 詳細は、「[特別勘定のしおり](#)」をご覧ください。

※上記は2021年1月現在の内容であり、将来変更されることがあります。

[次ページへ続く](#)



お客さまにご負担いただく諸費用等をご確認ください。

ご注意

③円建死亡保険金特約を付加した場合の費用

前記①に加えて、定率部分に適用される積立利率を定める際に、基本保険金額（一時払保険料）の円換算額（円入金特約を付加した場合は、円払込金額）を死亡保険金として最低保証するための費用をあらかじめ控除しております。

④解約をした場合の費用（解約控除）

据置期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、基本保険金額に経過年数別の解約控除率（下表）を乗じた金額を控除します。

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
据置 期間	10年	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%
	20年	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%

経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
据置 期間	20年	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

参照 詳細は、「5 解約と解約払戻金 P.48」をご覧ください。

⑤据置期間中に定額円建年金保険へ変更した場合の費用

ご契約の維持等に必要な費用であり、変更後の死亡保険金額・積立金額を定める際に、あらかじめ控除しております。

変更後、「①定率部分にかかる費用」「②運用実績連動部分にかかる費用」「③円建死亡保険金特約を付加した場合の費用」「④解約をした場合の費用」はかからなくなります。

■年金開始日以後

⑥繰延べをした場合の費用

ご契約の維持等に必要な費用であり、繰延べ後の責任準備金額を定める際に、あらかじめ控除しております。

⑦繰延期間中に定額円建年金保険へ変更した場合の費用

ご契約の維持等に必要な費用であり、変更後の責任準備金額を定める際に、あらかじめ控除しております。

変更後、「⑥繰延べをした場合の費用」はかからなくなります。

⑧年金支払期間中の費用

以下の費用を控除したうえで年金額は計算されます。

年金の種類	指定通貨で受取る場合	円で受取る場合*3
5年確定年金	責任準備金に対して0.765%	責任準備金に対して0.290%
10年確定年金	責任準備金に対して0.345%	責任準備金に対して0.230%
15年確定年金	責任準備金に対して0.227%	責任準備金に対して0.151%

*3 定額円建年金保険へ変更後の場合や、円支払特約を付加する場合を指します。

※年金支払期間中の費用は、将来変更される可能性があります。

■通貨を換算する場合等の費用

⑨指定通貨建のご契約に加入することで生じる費用

一時払保険料のお払込みの際や、年金、死亡保険金、解約払戻金等のお受取りを指定通貨で行う際、送金手数料、引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。円入金特約、円支払特約、円建死亡保険金特約を付加する場合、および定額円建年金保険へ変更する場合、日本生命所定の為替レートを適用します。日本生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

項目	日本生命所定の為替レート (2021年1月現在)
円入金特約を付加して保険料を払込む場合	TTM + 50銭
円支払特約を付加して年金、死亡保険金、解約払戻金等を受取る場合	TTM - 50銭
円建死亡保険金特約を付加して死亡保険金を受取る場合*4	
定額円建年金保険へ変更する場合	

*4 死亡保険金として、一時払保険料の円換算額（円入金特約を付加した場合は、円払込金額）と同額を受取る場合は、当該費用はかかりません。

※日本生命所定の為替レートは将来変更される可能性があります。

参照 対顧客電信売買相場仲値（TTM）についての詳細は、「12 為替リスク P.51」および「ご契約のしおり—約款」をご覧ください。

ご参考（ご契約の推移との関係）

- 前記の①～⑧の費用等について、ご負担いただく時期・費用等の種類とご契約の推移をモデルで示すと、下図のとおりとなります。（このほか、⑨をご負担いただきます。）
- ケース1～4について、それぞれ以下のように推移したものとします。
 - 〈ケース1〉指定通貨建のご契約のまま、据置期間満了後に年金を受取る場合
 - 〈ケース2〉据置期間満了後に繰延べし、指定通貨建のご契約のまま、繰延期間満了後に年金を受取る場合
 - 〈ケース3〉据置期間中に定額円建年金保険へ変更し、据置期間満了後、年金を受取る場合
 - 〈ケース4〉据置期間満了後に繰延べし、繰延期間中に定額円建年金保険へ変更し、繰延期間満了後、年金を受取る場合

ケース	据置期間中（10年または20年）	繰延期間中（最大5年）	年金支払期間中（5年・10年・15年）
定額円建年金保険へ変更しない場合	1 ①②または①②③ ※解約時は④もご負担いただきます。		⑧
	2 ①②または①②③ ※解約時は④もご負担いただきます。	⑥	⑧
定額円建年金保険へ変更する場合	3 変更前 ①②または①②③ ※解約時は④もご負担いただきます。		
	3 変更後 ⑤	繰延べを取扱いません。	⑧
	4 変更前 ①②または①②③ ※解約時は④もご負担いただきます。	⑥	
	4 変更後 ⑦		⑧



特別勘定の運用実績によって、損失が生じることがあります。 ご注意

- この保険の運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。特別勘定は、国内外の株式、債券等を実質的に投資対象とするため、株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替の変動等により、特別勘定資産が減少することがあります。その結果、運用実績連動部分の積立金額が減少することで、**年金額や死亡保険金額、解約払戻金額が、運用実績連動部分の積立金額がご契約時から増減しなかったものと仮定した場合に計算される年金額、死亡保険金額、解約払戻金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。また、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。**

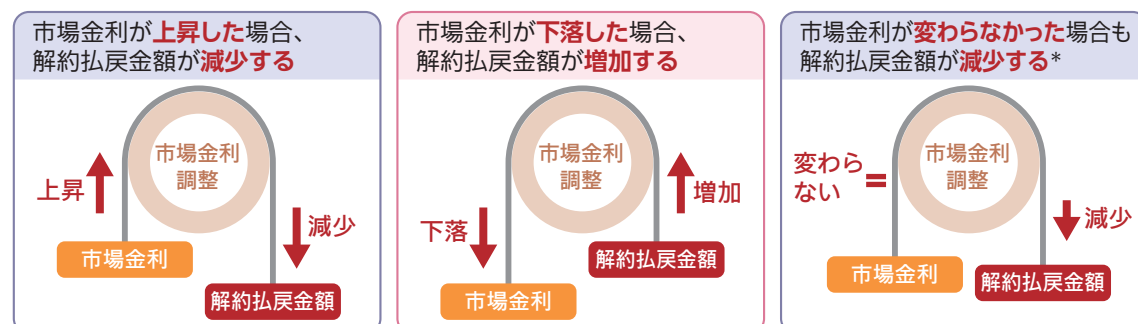
参照▶ 特別勘定の概要と投資リスクについては、「契約概要 P.36～37」をご覧ください。



解約時の市場金利等によって、損失が生じることがあります。 ご注意

- この保険では、指定通貨および据置期間に応じて定める各国国債等を中心に運用することで定率部分の積立金額を増加させますが、一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。そのため解約払戻金額を計算する際、その時の市場金利に応じて計算される定率部分の運用資産の時価と、解約払戻金計算基準日の定率部分の積立金額との乖離を調整します。(市場金利調整といいます。)その結果、**解約払戻金計算基準日の市場金利により、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額が、定率部分の積立金額を下回ることがあります。**
- この保険の解約払戻金額は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、特別勘定の運用実績にもとづき日々増減する運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差引いた金額となります。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

市場金利の影響のイメージ



※契約日や解約払戻金計算基準日における積立利率を「市場金利」として説明しています。

* 債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率「0.5%」により、小さくなります。

P.48「5. 解約と解約払戻金」をあわせてご確認ください。

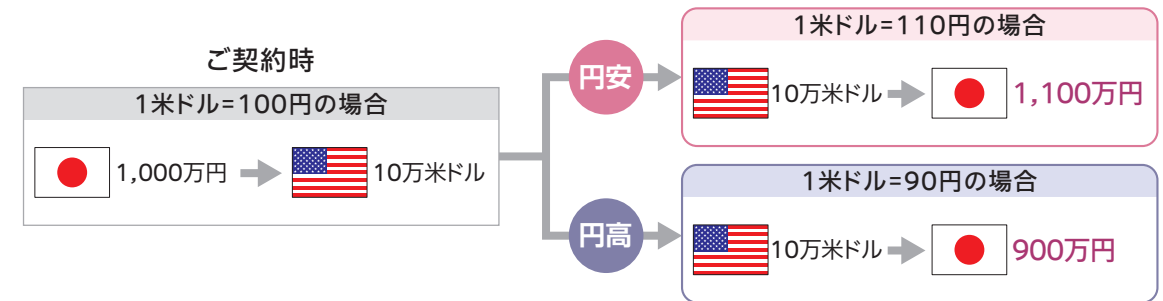
参照▶ 「よくあるご質問集 P.56」をご確認ください。



為替レートの変動によって、損失が生じることがあります。 ご注意

- 為替レートは日々変動していますので、**年金、死亡保険金、解約払戻金等をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や年金、死亡保険金、解約払戻金等の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

為替変動リスクの例(米ドル建の場合)



参照▶ 解約払戻金については、「5 解約と解約払戻金 P.48」をご覧ください。

参照▶ 「よくあるご質問集 P.56」をご確認ください。



短期間で解約すると、受取額が小さくなり、 損失が生じる可能性が高まります。

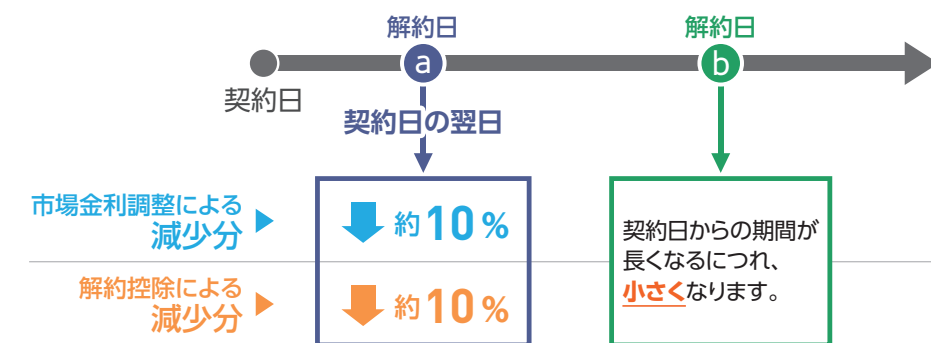
市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短い **a** の方が、解約日までの期間が長い **b** より市場金利調整・解約控除による減少額が大きくなり、受取額は小さくなります。

また、**市場金利が契約日より上がった場合は、さらに受取額が小さくなります。**

← 詳細は P.43 をご確認ください。

減少割合の例

- 保険期間20年で、契約日と解約日の市場金利が変わらない場合



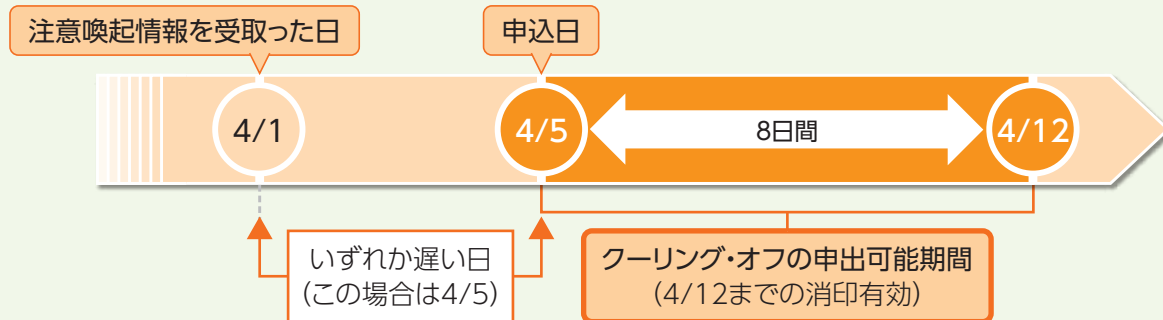
※契約日や解約払戻金計算基準日における積立利率を「市場金利」として説明しています。
※市場金利・為替・特別勘定の運用実績の影響により、指定通貨・円での受取額は変動します。
詳細については、例表または提案書をご確認ください。

クーリング・オフ制度

1

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

■クーリング・オフ〈例〉



- クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、ニッセイダイレクト事務センター宛にお申し出ください。

■書面に記載いただく事項

※黒ボールペンでご記入ください。

- ①お申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思（理由の記載は任意）
- ②申込番号
- ③一時払保険料（円入金特約を付加した場合は、円払込金額）
- ④取扱金融機関名・支店名（または、支社・営業部名、募集代理店名）
- ⑤返金先口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
- ⑥書面作成日
- ⑦申込者またはご契約者の住所・電話番号
- ⑧申込者またはご契約者のお名前（自署）

■書面の郵送先

〒113-8661
 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
 日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター（クーリング・オフ担当）

- クーリング・オフが適用された場合にお返しする通貨は、日本生命に保険料としてお支払いいただいた通貨となります。
- 円入金特約の付加有無により、クーリング・オフにともないお返しする通貨が異なります。（円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります。）

（記入例）

日本生命保険相互会社 行

- ① 私は保険契約の申込みの撤回を行います。（理由）○○○○○○
- ② 申 込 番 号 ××××××××××
- ③ 一時払保険料 ×××,×××豪ドル
- ④ 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店
- ⑤ 返金先口座 ○○銀行 ○○支店
外貨口座×××××××
口座名義人 ○○○○
- ⑥ 20××年××月××日
- ⑦ 住所 ○○県○○市○○町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××
- ⑧ お名前 日生 太郎

	保険料のお支払い時の通貨	クーリング・オフにともないお返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円貨	円貨
円入金特約を付加しない場合	外貨*1	外貨*2

*1 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、金融機関代理店等所定の手数料が発生します。
 また、お客さまの口座から日本生命指定の金融機関口座へ送金を行うための、金融機関代理店等所定の手数料が発生することがあります。

*2 外貨で日本生命にお払込みをいただいた金額と同額をお返しします。
 ただし、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替し、お払込みをいただいた場合）、外貨でのお返しとなるため、返金時の為替レートによっては、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

- ①円貨から外貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
- ②外貨から円貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
- ③為替差損（益）

告知義務等の内容

2

この保険は、健康状態や職業等についての告知が不要です。

- この保険は健康状態や職業等についての告知が不要です。
- 日本生命または日本生命が委託した者が、お申込内容、または死亡保険金等のご請求内容等を確認させていただきます。

3

責任開始(保障の開始)と特別勘定による運用開始および契約日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料(相当額)のお払込みが完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。
この保険の特別勘定による運用開始および契約日は責任開始の日とは異なります。

■責任開始(保障の開始)〈例〉

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、お払込みが完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。お払込みが完了した時とは、一時払保険料(相当額)が日本生命指定の金融機関の口座に着金した時をいいます。



- 生命保険募集人*は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。
*募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。
- ご契約は、お客さまからのお申込みを日本生命が承諾したときに成立します。
- この保険では、一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定により運用します。ユニット価格計算基準日に保有ユニット数を算出し、その翌日から特別勘定へ繰入れます。特別勘定への繰入日が契約日となります。契約日は、責任開始の日とは異なります。

ユニット価格計算基準日	以下のいずれか遅い日となります。 ・一時払保険料(相当額)のお払込みが完了した日 ・日本生命がご契約のお申込みを承諾した日 ・ご契約の申込日から、その日を含めて8日目
特別勘定への繰入日(契約日)	ユニット価格計算基準日の翌日 ※ユニット価格計算基準日が日本生命の休業日である場合は、直後の営業日の翌日になります。

4

死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、以下のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
ー責任開始の日から3年以内の自殺
ーご契約者または死亡保険金受取人の故意
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

5

解約と解約払戻金

解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- この保険の解約払戻金額は、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、特別勘定の運用実績にもとづき日々増減する運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差引いた金額となります。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

参照 上記に加え、為替レートの影響を受けます。詳細は、「12 為替リスク P.51」をご覧ください。

据置期間中の解約払戻金額の計算方法

- 据置期間中の解約払戻金額の計算方法は、以下のとおりです。

$$\text{解約払戻金額} = \left[\begin{array}{c} \text{定率部分の積立金額} \\ \times \\ (1 - \text{市場金利調整率}) \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{運用実績連動部分の} \\ \text{積立金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基本保険金額} \\ \times \\ \text{解約控除率} \end{array}$$

参照 解約控除率についての詳細は、「お客さまにご負担いただく諸費用等をご確認ください。P.41」をご覧ください。

- この保険では、指定通貨および据置期間に応じて定める各国国債等を中心に運用することで定率部分の積立金額を増加させますが、一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。そのため解約払戻金額を計算する際、その時の市場金利に応じて計算される定率部分の運用資産の時価と、解約払戻金計算基準日の定率部分の積立金額との乖離を調整します。(市場金利調整といいます。)その結果、解約払戻金計算基準日の市場金利により、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額が、増加または減少することがあります。

※定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額がその時点の定率部分の積立金額より増加する場合がありますが、年金開始日の前日の定率部分の積立金額を上回ることはありません。

$$\text{市場金利調整率} = 1 - \left\{ \frac{1 + \text{この保険契約に適用される積立利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率}^* + 0.5\%} \right\}^{\frac{\text{残存月数}^*}{12}}$$

※「0.5%」は債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率となります。詳しくはP.43をご確認ください。

*1 解約払戻金計算基準日に計算される積立利率	解約払戻金計算基準日に一時払保険料相当額を受取り、ご契約時と同じご契約内容(指定通貨、据置期間および円建死亡保険金特約の付加有無)で新たにこの保険にご加入いただくと仮定した場合に適用される積立利率
*2 残存月数	解約払戻金計算基準日から起算して、年金開始日の前日までの月数(月数未満切上げ)

参照 積立利率についての詳細は、「10 適用される積立利率と定率部分・運用実績連動部分の基本保険金額等 P.50」をご覧ください。

- 第1回年金支払基準日以後は、解約をお取り扱いできません。年金の一括支払の方法をご利用ください。
- この保険は、基本保険金額の減額をお取り扱いできません。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。

※据置期間中に定額円建年金保険へ変更され、変更後に解約する場合は、解約払戻金計算基準日における積立金額と同額をお支払いします。(市場金利調整を適用せず、解約控除額を差引きません。また、為替レートの影響も受けません。)

参照 詳細は、「 ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

生命保険会社が経営破綻した場合等

6

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

預金ではないこと

7

この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険に関して、募集代理店(生命保険募集人)による保証はありません。

無配当であり、社員とはならないこと

8

この保険には、配当はありません。また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する社員とはなりません。

- 保険会社の形態には「相互会社」と「株式会社」があり、日本生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、ご契約者が契約の当事者になると同時に社員(構成員)として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、この保険のご契約者は、定款の規定(定款第6条第1項:当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。)により、日本生命の社員とはなりません。
- この保険のご契約者は、死亡保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利のみを有し、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利を有しません。なお、ご契約者の主な義務として、保険約款にもとづく保険料の払込義務等があります。

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合

9

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低いとき、同一保険料の場合は、通常、死亡保険金額等が少なくなります。

適用される積立利率と定率部分・運用実績連動部分の基本保険金額等

10

責任開始の日時点の積立利率が適用され、その積立利率にもとづき、定率部分・運用実績連動部分の基本保険金額が定まります。

- 積立利率は、定率部分の積立金額の計算に際して適用される利回りです。責任開始の日において、以下のように計算されます。
積立利率=指標金利の所定の期間における平均値+所定の率-保険契約関係費率
※指定通貨・据置期間・円建死亡保険金特約の有無ごとに毎月2回(1日と16日)設定
- その積立利率にもとづき、定率部分・運用実績連動部分の基本保険金額が定まります。定率部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち定率部分に充当する金額を、運用実績連動部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち運用実績連動部分に充当する金額をいい、それぞれ以下の計算式によって計算される金額となります。

$$\begin{aligned} \text{定率部分の基本保険金額} &= \text{基本保険金額(一時払保険料)} \times \frac{1}{(1+\text{積立利率})^{\text{据置期間}}} \\ \text{運用実績連動部分の基本保険金額} &= \text{基本保険金額(一時払保険料)} - \text{定率部分の基本保険金額} \end{aligned}$$

- 申込日から責任開始の日までの間に積立利率が変更となった場合、責任開始の日の積立利率が適用され、それにもとづき、定率部分・運用実績連動部分の基本保険金額が定まります。
なお、この保険では、責任開始の日と契約日は異なりますが、契約日の積立利率が適用されることはありません。

参照▶責任開始の日と契約日についての詳細は、「3 責任開始(保障の開始)と特別勘定による運用開始および契約日 P.47」をご覧ください。

※定額円建年金保険に変更した場合は、変更日における日本生命所定の利率*が適用されます。

- 将来受取る年金額は、年金原資(年金開始日の前日における積立金額)にもとづき、年金開始日における予定利率等*によって計算されるもので、ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。

※定額円建年金保険に変更した場合、変更後の年金額は、年金原資にもとづき、変更日における予定利率等*によって計算されます。

*金利水準等をもとに決定します。

11

特別勘定

運用実績連動部分の資産は特別勘定にて運用します。

- この保険の運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。特別勘定は、国内外の株式、債券等を実質的に投資対象とするため、株価の下落や、金利変動による債券価格の下落、為替の変動等により、特別勘定資産が減少することがあります。その結果、運用実績連動部分の積立金額が減少することで、**年金額や死亡保険金額、解約払戻金額が、運用実績連動部分の積立金額がご契約時から増減しなかったものと仮定した場合に計算される年金額、死亡保険金額、解約払戻金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**
- 関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化その他これに準じる事態が発生し、この保険の効率的な資産の運用が困難な状況となると認めた場合には、特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を統合することがあります。(特別勘定を廃止する場合、積立金を移転します。)この場合、特別勘定を廃止または統合する日の1カ月前までにご契約者にお知らせします。
- この保険の投資リスクはご契約者または受取人に帰属します。

参照 選択いただける特別勘定、その資産の種類と評価方法、運用方針、投資リスクの詳細は、「[契約概要 P.36～37](#)」
「[ご契約のしおり—約款](#)」「[特別勘定のしおり](#)」をご覧ください。

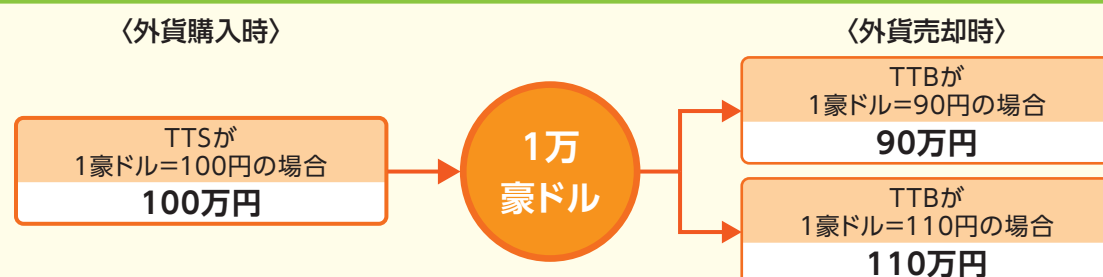
12

為替リスク

この保険は外貨建の商品のため、為替リスクがあります。

- 為替レートは日々変動していますので、**年金、死亡保険金、解約払戻金等をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や年金、死亡保険金、解約払戻金等の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**
- この保険の為替リスクはご契約者または受取人に帰属します。

為替リスクの例(豪ドルの場合)



- 対顧客電信売相場(TTS)とは、お客さまが銀行等で円を外貨に交換する(外貨を購入する)際に用いられる一般的なレートです。
- 対顧客電信買相場(TTB)とは、お客さまが銀行等で外貨を円に交換する(外貨を売却する)際に用いられる一般的なレートです。
- 対顧客電信売買相場仲値(TTM)とは、銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の間の値となります。

13

税金の取扱い

この保険の税金についてご確認ください。
(2020年11月現在)

- 以下の内容は、2020年11月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、死亡保険金、年金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時

一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(他の保険料控除の対象とはなりません。)
一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。
(一時払契約は12月末までのお払込みでも、契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。)
対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。

参照 契約日の詳細は、「[3 責任開始\(保障の開始\)と特別勘定による運用開始および契約日 P.47](#)」をご覧ください。

解約払戻金にかかる税金

解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは以下のとおりです。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

※一時所得の課税対象額={解約払戻金)+(配当金*1)-(一時払保険料)-(特別控除額50万円)}×1/2
特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。

*1 当保険には配当金はありません。

死亡保険金にかかる税金

死亡保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。
(保険料負担者はご契約者とします。)

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
①ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者 (または子)	相続税*2
②ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者 (または子)	本人	所得税(一時所得) +住民税
③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者 (または子)	子 (または配偶者)	贈与税

*2 受取人が相続人の場合、相続税法上、他の死亡保険金等と合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)」が適用されます。

据置期間中にかかる税金

ご契約者が年金受取人の場合

年金の種類	毎年の年金の受取時	年金を一括で受取られる場合
確定年金	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税



ご契約者が年金受取人と異なる場合は、年金開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。さらに、贈与税が課税された以外の部分については、年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。(1回目の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。)

この保険は日本で締結された生命保険契約ですので、外貨建の保険料や年金等の授受にかかる税法上のお取扱いは円建の生命保険契約と同じになります。以下の基準により外貨を円換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取扱います。

科目	為替レート適用日*3	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日(受領日)	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡された日 (支払事由発生日)	【相続税・贈与税の対象となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
年金	年金支払基準日	【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)

*3 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。
 ※「円入金特約」を付加された場合は、円により払込まれた金額が基準となります。
 「円支払特約」を付加された場合や、「円建死亡保険金特約」を付加して死亡保険金を円で受取った場合は、円で受取った金額が基準となります。また、定額円建年金保険へ変更された場合においても、円により受取った金額が基準となります。

ご相談・ご照会・苦情のお問合せ先

14 生命保険に関するご相談・ご照会・苦情のお問合せ先についてご確認ください。

●生命保険に関するご相談・ご照会・苦情につきましては、以下の連絡先へお問合せください。

日本生命保険相互会社
ニッセイダイレクト事務センター **0120-375-621** (通話料無料)
 [受付時間]月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情等のお問合せについて

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。
- ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

死亡保険金等のご請求

15 死亡保険金等のお支払事由に該当した場合は、すみやかに日本生命にご連絡ください。上記の場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合やご不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

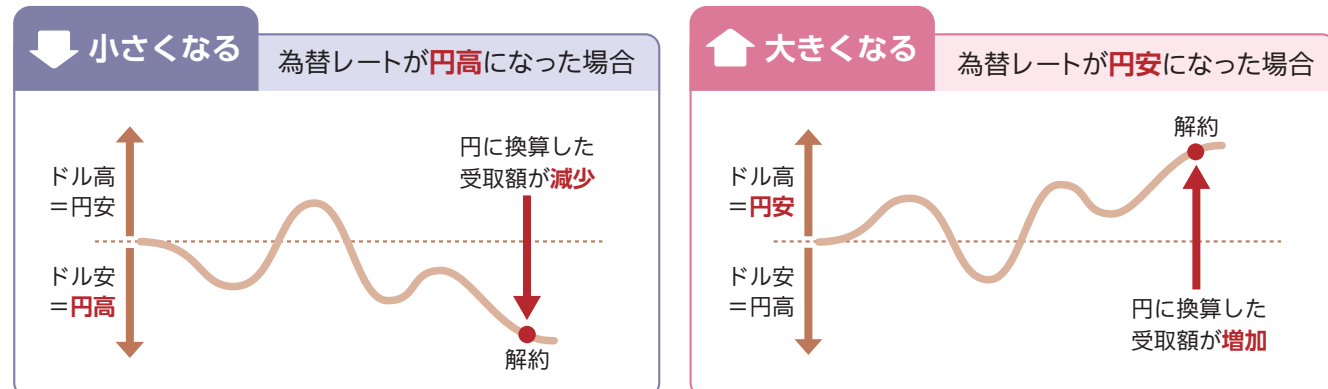
- 死亡保険金等のお支払事由、ご請求手続等については、「 [ご契約のしおり—約款](#)」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 日本生命からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ずご連絡ください。
- 被保険者が年金受取人の場合で、年金受取人が年金をご請求いただけない所定の事情があるときに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わってご請求いただくことができます。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。

解約時の受取額の変動について

以下の4つの要素の影響を受けて変動します。

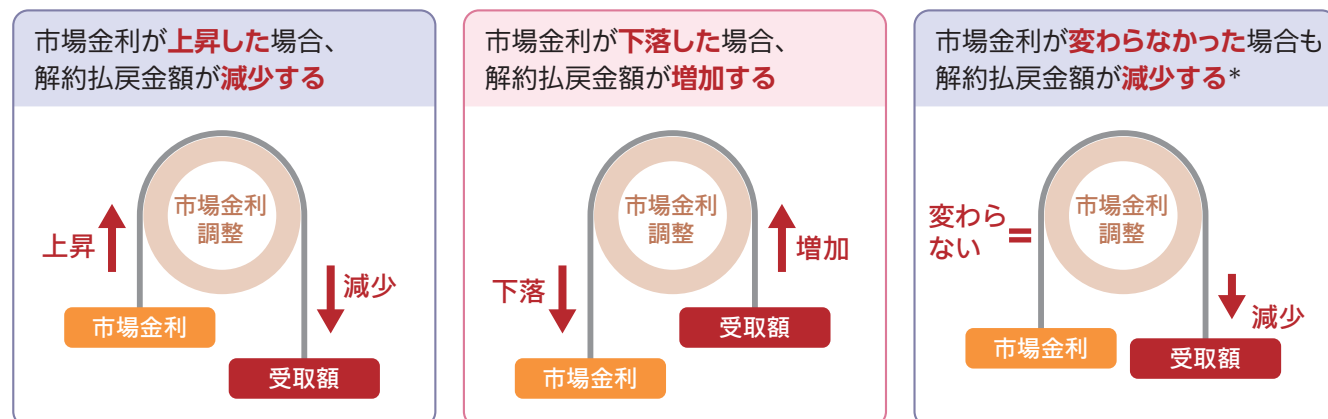
①円で受取る場合、「為替レート」の影響

受取額は、契約日より解約日の為替レートが円高になれば減少し、円安になれば増加します。



②「市場金利」の影響(市場金利調整)

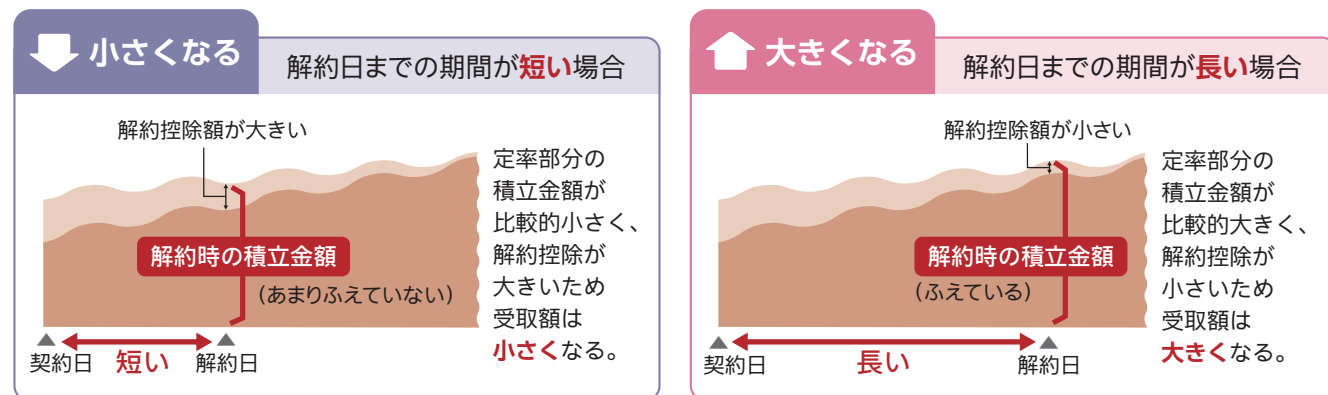
受取額は、契約日より解約日の市場金利が上昇すれば減少し、下落すれば増加します。
なお、契約日と解約日の市場金利が変わらなかった場合も、受取額は減少します。



※契約日や解約払戻金計算基準日における積立利率を「市場金利」として説明しています。
※債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率「0.5%」により、減少します。
P.48「5. 解約と解約払戻金」をあわせてご確認ください。

③「解約日までの期間」の影響

受取額は、契約日から解約日までの期間が短いほど小さくなり、長いほど大きくなります。



※運用実績連動部分の積立金額が運用実績に応じて増減するため、受取額は、上記の期間が短くても大きくなる場合や、長くても小さくなる場合があります。

④「運用実績連動部分の運用実績」の影響

受取額は、運用実績連動部分の積立金額が増加するほど大きくなり、減少するほど小さくなります。

※①については、← 詳細はP.44をご確認ください。 ※④については、← 詳細はP.43をご確認ください。
※②③については、当保険特有の算式により解約払戻金額(指定通貨)が計算されます。← 詳細はP.48をご確認ください。

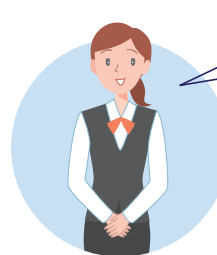
「外貨建生命保険」のよくあるご質問集

より理解を深めるためにぜひ、ご視聴ください→

外貨建生命保険 なるほど動画

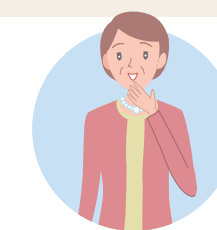
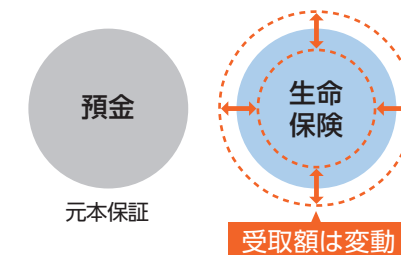


金融機関等で販売しているから、**預金みたいなもの**だね。



いいえ。この商品は、**日本生命の生命保険**です。
預金とは異なり、**元本割れ**することがあります。

生命保険には、預金のような元本保証はありません。受取額は為替レートの影響を受けて変動し、元本割れすることがあります。

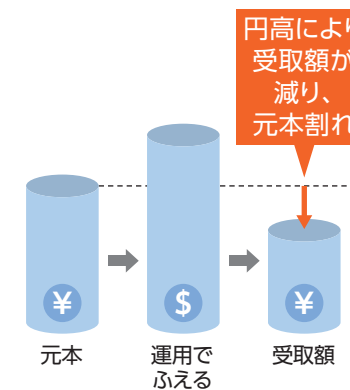


長く契約していればふえていくから、**元本割れ**しないわね。

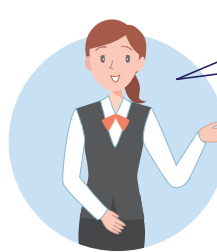


いいえ。為替変動により、**円での受取額が元本割れする可能性が常にあります。**

円でお受取りの際は、指定通貨から円に両替します。そのときの為替レートがご契約時より大幅に円高だと、運用でふえた分が帳消しになり、損失が生じることがあります。また、その他以下の「調整」「控除」による影響を受けます。

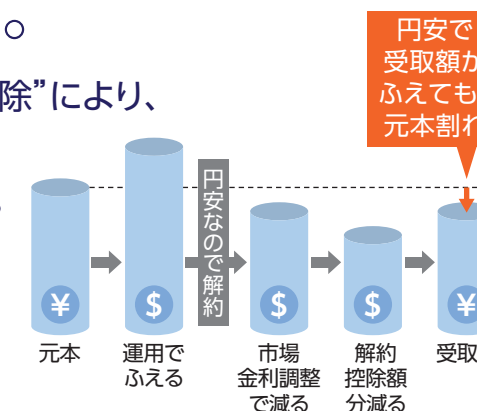


解約しても、**円安**のときなら**元本割れ**しないよね。



いいえ。「調整」や「控除」により、**円安時の解約でも元本割れ**することがあります。

解約時には「市場金利調整」や「解約控除」が適用されます。そのため、円安のときに解約しても、これら「調整」「控除」により、損失が生じることがあります。



※リスク・諸費用の詳細については、P.40-44をご確認ください。